

令和2年第4回

# 太子町議会定例会会議録

開会 令和2年11月30日

閉会 令和2年12月17日

太子町議会

令和2年 第4回太子町議会定例会会議録目次

第1日（11月30日）

開会宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期決定の件	4
議案第46号 太子町立小・中学校校内ネットワーク構築及び学習者用端末 整備事業契約締結の件（町長提出議案）	5
議案第47号 （仮称）太子町生涯学習施設等建築工事請負契約締結の件 （町長提出議案）	7
議案第48号 太子町事務分掌条例中改正の件（町長提出議案）	8
議案第49号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等中改正 の件（町長提出議案）	9
議案第50号 一般職の職員の給与に関する条例中改正の件（町長提出議案）	9
議案第51号 太子町国民健康保険条例中改正の件（町長提出議案）	11
議案第52号 太子町介護保険条例中改正の件（町長提出議案）	11
議案第53号 太子町まちづくり観光交流センター等設置条例中改正の件 （町長提出議案）	11
議案第54号 令和2年度太子町一般会計補正予算（第7号）（町長提出議 案）	13
議案第55号 令和2年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）（町 長提出議案）	13
議案第56号 令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） （町長提出議案）	13
議案第57号 令和2年度太子町下水道事業会計補正予算（第1号）（町長 提出議案）	13
諸般の報告（監査）	15
散 会	15

## 第2日（12月16日）

開 議	19
一般質問	19
散 会	67

## 第3日（12月17日）

開 議	71
議案第48号 太子町事務分掌条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）	71
議案第51号 太子町国民健康保険条例中改正の件（福祉文教常任委員長報告）	71
議案第52号 太子町介護保険条例中改正の件（福祉文教常任委員長報告）	71
議案第53号 太子町まちづくり観光交流センター等設置条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）	71
議案第54号 令和2年度太子町一般会計補正予算（第7号）（予算常任委員長報告）	71
議案第55号 令和2年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）（福祉文教常任委員長報告）	71
議案第56号 令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（福祉文教常任委員長報告）	71
議案第57号 令和2年度太子町下水道事業会計補正予算（第1号）（総務まちづくり常任委員長報告）	71
議案第58号 令和2年度太子町一般会計補正予算（第8号）（町長提出議案）	80
議員提出議案第5号 太子町議会委員会条例中改正の件（議員提出議案）	84
議員提出議案第6号 太子町議会会議規則中改正の件（議員提出議案）	86
議員提出議案第7号 「観光拠点整備特別委員会」設置を求める動議（議員提出議案）	87
選任第5号 観光拠点整備特別委員会委員の選任	89
閉会中の継続審査の申し出について	89



【第 1 日】

令和2年 第4回太子町議会定例会会議録

令和2年11月30日（月） 午前 9時30分開会

◎出席議員（10名）

1番	斧田秀明君	6番	辻本馨君
2番	建石良明君	7番	中村直幸君
3番	西田いく子君	8番	森田忠彦君
4番	藤井千代美君	9番	山田強君
5番	辻本博之君	10番	村井浩二君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	危機管理課長	村上正規君
副町長	藤原幹君	観光産業課長	西本武史君
教育長	勝良憲治君	地域整備課長	堀内孝茂君
総務部長	小角孝彦君	生活環境課長	辻本知也君
まちづくり推進部長	村上正規君	子育て支援課長	小路展裕君
健康福祉部長	子安逸二君	福祉課長	松岡健一君
教育次長	池田貴則君	高齢介護課長	武部勝浩君
秘書課長	東條信也君	健康増進課長	松井靖君
総務政策課長	奥埜哲生君	保険医療課長	子安逸二君
財政課長	小角孝彦君	教育総務課長	池田貴則君
会計管理者兼会計課長	林達也君	生涯学習課長	鳥取勝憲君
税務課長	林達也君		

◎議会事務局

事務局長 上田周治 書記 木下雄平

◎議事日程第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 議案第46号 太子町立小・中学校校内ネットワーク構築及び学習者用端末整備事業契約締結の件（町長提出議案）
- 日程第4 議案第47号 （仮称）太子町生涯学習施設等建築工事請負契約締結の件（町長提出議案）
- 日程第5 議案第48号 太子町事務分掌条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第6 議案第49号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等中改正の件（町長提出議案）
- 日程第7 議案第50号 一般職の職員の給与に関する条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第8 議案第51号 太子町国民健康保険条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第9 議案第52号 太子町介護保険条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第10 議案第53号 太子町まちづくり観光交流センター等設置条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第11 議案第54号 令和2年度太子町一般会計補正予算（第7号）（町長提出議案）
- 日程第12 議案第55号 令和2年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）（町長提出議案）
- 日程第13 議案第56号 令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（町長提出議案）
- 日程第14 議案第57号 令和2年度太子町下水道事業会計補正予算（第1号）（町長提出議案）
- 日程第15 諸般の報告（監査）

○議長（村井浩二君） 皆さん、おはようございます。

本日、第4回定例会が招集されました。皆様におかれましては、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今般発生しております新型コロナウイルスの感染症におきましては、全国的に第3波と見られる感染拡大の動きを見せており、本町においても感染者数が2桁台に上り、いまだ予断を許さない状況であります。医療従事者におかれましては、命がけで懸命に取り組みされており、本当に頭の下がる思いと共に、深く感謝の意を表します。感染された方に対しましては、一刻も早い快復をご祈念申し上げます。また、全国にてお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますと共に、ご遺族の皆様には謹んでお悔やみ申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症への対策として、理事者側の出席を必要最小限の人数とすることのほか、議員、職員及び傍聴者においては、マスクの着用を必須とすることにしておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、開会に当たり、町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（田中祐二君） 令和2年第4回定例会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

本日、定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては公私何かとお忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。本議会は、町議会の構成が新体制となって迎える最初の定例会でございます。議員の皆様におかれましては、新たな要職での重責を担われ、住民の代表として町政の発展と住民福祉の更なる向上のために、ご活躍されますことを心よりご祈念申し上げます。

さて、先の全員協議会におきましてもご説明をさせていただきましたが、本年4月、町長に就任して以来、自然災害や新型コロナウイルス感染症拡大などの危機事象及び少子高齢化、人口減少に直面する本町の重要施策や各種行政課題に、機動的かつ柔軟に対応するため、また、簡素でより効率的、効果的な体制とするための組織機構の見直しについて検討を重ねてきたところであり、新型コロナウイルス感染症拡大の状況も踏まえ、当初、目途としておりました時期より遅れることとはなりますが、来年4月に実施をしたいと考えております。

組織を改正するに当たりましては、ひとえに人と自然と歴史が交流し、未来へつなぐ和のまち“たいし”の実現、また、笑顔あふれる太子町を実現するために、必要な取組



みの1つと考えておりますので、議員の皆様におかれましては、何とぞご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本定例会へ提出いたします案件についてでございますが、まず、事件議決案としまして、太子町立小・中学校校内ネットワーク構築及び学習者用端末整備事業契約締結の件ほか1件、条例案としまして、太子町事務分掌条例中改正の件ほか5件、予算案としまして、令和2年度太子町一般会計補正予算（第7号）ほか3件、の以上合わせまして12件でございます。

何とぞ、よろしくご審議いただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

（開会 午前 9時30分）

○議長（村井浩二君） 本日は、全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。

これより、令和2年第4回太子町議会定例会を開会いたします。

それでは、これより会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

---

○議長（村井浩二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会における会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、西田議員、4番、藤井議員を指名いたします。

---

○議長（村井浩二君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

今回の定例会については、11月24日に開催されました議会運営委員会におきまして検討していただきました結果、会期は本日11月30日から12月17日までの18日間で協議がまとまりましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日より12月17日までの18日間と決定いたしました。

尚、定例会の運営予定ですが、お手元に配布しておりますとおり、本日は提出されました全ての議案を上程いたしまして、質疑の後、それぞれの常任委員会へ付託させていただきたいと思っております。

ただし、日程第3、議案第46号、日程第4、議案第47号、日程第6、議案第49号及び日程第7、議案第50号は、本日、全員審議でお願いいたします。

次に、委員会の日程ですが、2日に総務まちづくり常任委員会を、8日に福祉文教常任委員会と予算常任委員会をそれぞれ開催していただきます。尚、審議が残りましたら、9日、10日の予備日を充てていただきたいと思います。

また、追加議案等がありましたら、11日に議会運営委員会と全員協議会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

16日に一般質問で本会議を再開させていただきますが、この一般質問の通告の締切りにつきましては4日の正午とさせていただきます。

17日に最終本会議を開催いたしまして、それぞれの付託案件について委員長報告を受け、議決を賜る予定でございます。

次に、諸般の報告でございますが、本日は、監査の報告1件を行っていただく予定をしております。

尚、本会議の再開通知は省略させていただきますので、ご出席のほどよろしくお願いいたします。

---

○議長（村井浩二君） 日程第3、議案第46号、太子町立小・中学校校内ネットワーク構築及び学習者用端末整備事業契約締結の件、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（池田貴則君） おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第46号、太子町立小・中学校校内ネットワーク構築及び学習者用端末整備事業契約締結の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

この度、太子町立小・中学校校内ネットワーク構築及び学習者用端末整備事業を実施するため、本年10月26日、6千136万200円で日本電通株式会社を落札者に決定しましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び太子町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案書の2頁をお開き願います。

事業内容は、校内ネットワーク構築一式、学習者用端末導入一式でございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札で株式会社石川コンピュータ・センター大阪支店ほか13者により、10月9日に資料配布を行い、10月26日に入札を執行しております。

次頁の入札結果書をお開き願います。

株式会社石川コンピュータ・センター大阪支店ほか12者が事前辞退したため、日本電通株式会社の1者のみが5千578万2千円で入札されましたことから、10月27日に仮契約を締結したものでございます。尚、工期につきましては、令和3年3月15日としてございます。

以上で説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君） ただいま、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。議案第46号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第46号は委員会付託を省略いたします。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第46号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第46号、太子町立小・中学校校内ネットワーク構築及び学習者用端末整備事業契約締結の件は、原案どおり可決されました。

---

○議長（村井浩二君） 日程第4、議案第47号、（仮称）太子町生涯学習施設等建築工事請負契約締結の件、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（池田貴則君） それでは、議案第47号、（仮称）太子町生涯学習施設等建築工事請負契約締結の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

この度、（仮称）太子町生涯学習施設等建築工事の実施に伴い、太子町建設工事等事後審査型条件付一般競争入札要綱に基づき事後審査型条件付一般競争入札を行った結果、2者の応札により大末建設株式会社大阪本店に決定しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び太子町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書の1頁目をお開き願います。

工事名、（仮称）太子町生涯学習施設等建築工事、工事場所、太子町大字山田88番地太子町役場敷地内でございます。工事概要です。鉄筋コンクリート造り地上4階1棟、新築部延べ床面積2千432.38平方メートル、既存部改修面積は193.54平方メートル、整備総面積2千625.92平方メートルでございます。

続きまして、工事の内容でございます。建築工事、既存観光交流センター解体工事、電気設備工事及び既存庁舎内の受変電改修工事並びに機械設備工事でございます。契約方法は事後審査型条件付一般競争入札を実施、設計図書及び入札要領などの公告期間は令和2年10月6日から11月6日まで実施した結果、大末建設株式会社大阪本店ほか1者が入札に参加され、11月9日に公開にて開札を行いました結果、大末建設株式会社大阪本店が落札候補者として決定をいたしました。

その後、契約資格等の証拠書類について審査を行い、11月10日に仮契約を締結したものでございます。

落札金額につきましては、税抜きで8億4千900万円。工事期限につきましては令和4年3月25日まででございます。

3頁目には入札経過書を添付しておりますので、ご参考ください。

以上、説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君） ただいま、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第47号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第47号は委員会付託を省略いたします。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第47号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号、（仮称）太子町生涯学習施設等建築工事請負契約締結の件は、原案どおり可決されました。

---

○議長（村井浩二君） 日程第5、議案第48号、太子町事務分掌条例中改正の件、これを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小角孝彦君） 議案第48号、太子町事務分掌条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

役場組織の編成につきましては、地方自治法第158条第2項において、事務及び事業の運営が簡素かつ効果的なものになるよう十分配慮しなければならないとされていま

す。本改正は、複数グループを1つの室としていたグループ制を廃止し、部、課制に変更した、平成28年7月から4年が経過する中、激甚化する自然災害や、今般の新型コロナウイルス感染症などの危機管理事象や、少子高齢化、人口減少に直面する本町の重要施策や各種行政課題に機動的かつ柔軟に対応するため、役場組織を見直すものでございます。

主な改正内容でございますが、総務部の名称を政策総務部に変更し、まちづくり推進部から危機管理関係事務を移管すると共に、組織の大ぐくり化による少人数組織の解消や、地域づくりに関連する業務を集約するなど、簡素で効果的かつ効率的な体制に再編するものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） ただいま、提案理由及び内容の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第48号、太子町事務分掌条例中改正の件は、総務まちづくり常任委員会に付託いたします。

---

○議長（村井浩二君） 日程第6、議案第49号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等中改正の件、日程第7、議案第50号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件、これら2件を一括議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小角孝彦君） それでは、議案第49号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等中改正の件、議案第50号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件の提案理由並びに内容について、一括してご説明申し上げます。

本年10月7日と同月28日に、人事院が国会と内閣に対し、国家公務員の給与改定等について勧告を行い、11月27日、可決成立しました。本町職員の給与につきましても、人事院勧告の趣旨を踏まえ、労使協議が整いましたので、所要の改定を行うもの

であります。また、議会の議員及び特別職の職員の手当につきましても、一般職に準ずるものでございます。

それでは、まず、議案第49号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件でございますが、恐れ入ります、議案書の3枚目、新旧対照表をお願いいたします。

第1条関係及び第2条関係の改正につきましては、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正でございます。第1条関係は、12月に期末手当の支給割合を100分の5減ずるもので、100分の225から100分の220に改正するものでございます。第2条関係は、次年度以降に支給する期末手当に対する改正で、支給割合を100分の220から100分の222.5に改正し、年間4.45月分とするものでございます。

次に、第3条関係及び次頁の第4条関係は、特別職の給与に関する条例改正でございます。第3条関係につきましては、先程ご説明いたしました第1条関係と、また、第4条関係につきましては、第2条関係と同様の改正内容となりますので、ご説明を省略させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

恐れ入ります、戻っていただきまして議案書の2枚目をお願いいたします。

附則でございます。この条例は令和2年12月1日から施行するものといたしますが、第2条及び第4条関係は、令和3年4月1日から施行することとするものでございます。

続きまして、議案第50号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件についてご説明申し上げます。

恐れ入ります、議案書の3枚目をお開き願います。新旧対照表でございます。

第1条関係は、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の5減ずるもので、100分の130から100分の125に改正するものでございます。第2条関係は、次年度以降に支給する期末手当に対する改正で、支給割合を100分の125から100分の127.5に改正し、年間2.55月分とするものでございます。

恐れ入ります、1ページ戻っていただきまして、議案書の2枚目をお願いいたします。

附則でございます。この条例は、令和2年12月1日から施行するものとしますが、第2条関係は、令和3年4月1日から施行することとするものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君） ただいま、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第49号及び議案第50号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第49号及び第50号は委員会付託を省略いたします。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

これら2件について、それぞれお諮りいたします。

議案第49号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第50号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

---

○議長（村井浩二君） 日程第8、議案第51号から日程第10、議案第53号まで、これら3件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。



○健康福祉部長（子安逸二君） 議案第51号、太子町国民健康保険条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、平成30年度税制改正により、給与所得控除等が見直されたほか、令和2年度税制改正により、長期譲渡所得の特別控除が創設されたことに伴い、太子町国民健康保険条例に所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する等の観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除及び公的年金等控除を引き下げ、どのような収入でも適用される基礎控除が引き上げられることとなったことから、それによる影響や不利益が生じないように、低所得者の保険料軽減に用いる所得判定基準を見直すほか、空き地などの利用促進を図るために、低未利用地を譲渡した場合の長期譲渡所得特別控除が創設されたことに伴い、本条例に当該特別控除を新たに追加する改正を行うものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第52号、太子町介護保険条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、令和2年度税制改正により、長期譲渡所得の特別控除が創設されたことに伴い、太子町介護保険条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、空き地などの利用促進を図るために、低未利用地を譲渡した場合の長期譲渡所得特別控除が創設されたことに伴い、介護保険料の所得区分に関する規定に、当該特別控除を新たに追加する改正を行うものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君） 続いて、まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） おはようございます。

議案第53号、太子町まちづくり観光交流センター等設置条例中改正の件の提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

本改正は、（仮称）太子町生涯学習施設の建設に係る予算が9月議会で承認されたことを受け、太子町まちづくり観光交流センターの取壊しが確定したことに伴い、太子町まちづくり観光交流センター等設置条例について、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、太子町まちづくり観光交流センター等設置条例における対象施設は、太子町まちづくり観光交流センター及び太子町竹内街道交流館であること

から、題名を太子町竹内街道交流館設置条例とし、太子町まちづくり観光交流センターに係る内容の削除及び変更するなどの改正を行うものであります。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第51号、太子町国民健康保険条例中改正の件及び議案第52号、太子町介護保険条例中改正の件の2件は福祉文教常任委員会に、議案第53号、太子町まちづくり観光交流センター等設置条例中改正の件は総務まちづくり常任委員会にそれぞれ付託いたします。

---

○議長（村井浩二君） 日程第11、議案第54号から日程第14、議案第57号まで、これら4件を一括の議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小角孝彦君） 議案第54号、令和2年度太子町一般会計補正予算（第7号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額からそれぞれ166万3千円を減額し、総額を73億3千978万7千円とするものでございます。

本補正予算の主な内容でございますが、まず、歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症対策、障がい者に係る給付に要する経費のほか、法改正等による電算システムの改修、及び人事院勧告や人事異動などに伴う職員人件費の精査などについて、予算措置を行っております。また、観光拠点整備の中止に伴い、措置しておりました予算減額を併せて行っております。

一方、歳入につきましては、歳出増などに伴う財源としまして、国、府支出金、町債で予算措置を行い、財源調整として、財政調整基金繰入金で減額を行っております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 議案第55号、令和2年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ338万8千円を追加し、総額を13億5千241万3千円とするものであります。

本補正予算の内容でございますが、歳出につきましては、介護報酬改定等に伴う電算システムの改修のために、電算機器プログラム変更委託料を増額しております。

歳入につきましては、システム改修の財源といたしまして、国庫支出金及び繰入金で措置しております。

以上のとおり本補正予算を提案するものであります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第56号、令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額に99万円を追加し、総額を2億2千286万8千円とするものでございます。

本補正予算の内容でございますが、歳出につきましては、平成30年度税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律により、令和2年分の収入から、給与所得控除等の一部を基礎控除に振り替える見直しが行われることとなり、本町の電算システムに改修が必要となったことから、電算機器プログラム変更委託料の増額を行うものでございます。

歳入につきましては、システム改修費の財源といたしまして、国庫支出金及び繰入金で措置しております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものであります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） 議案第57号、令和2年度太子町下水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、収益的収支に20万1千円を、支出に42万7千円をそれぞれ増額するものであります。

本補正予算の内容でございますが、収入20万1千円につきましては、今年度中に除

却する固定資産に対する長期前受金戻入を計上しております。支出42万7千円につきましては、今年度中に除却する固定資産、町内マンホールポンプ3機場における機械設備に対する資産減耗費を計上しております。

次に、特例的収入及び支出でございますが、当初予算書第4条の2に記載の未収金及び未払金について、それぞれ確定値に補正するもので、補正後の金額は、未収金2千834万5千円、未払金2千222万7千円に改めております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものであります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第54号、令和2年度太子町一般会計補正予算（第7号）は予算常任委員会に、議案第55号、令和2年度太子町介護保険特別会計補正（第2号）及び議案第56号、令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の2件は福祉文教常任委員会に、議案第57号、令和2年度太子町下水道事業会計補正予算（第1号）は総務まちづくり常任委員会にそれぞれ付託いたします。

---

○議長（村井浩二君） 日程第15、諸般の報告を議題といたします。

監査委員より、例月出納検査結果報告があり、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を散会といたします。

本日はご苦労さまでございました。

（午前10時09分 散会）

【第 2 日】

令和2年 第4回太子町議会定例会会議録

令和2年12月16日(水) 午前 9時30分開会

◎出席議員(10名)

1番	斧田秀明君	6番	辻本馨君
2番	建石良明君	7番	中村直幸君
3番	西田いく子君	8番	森田忠彦君
4番	藤井千代美君	9番	山田強君
5番	辻本博之君	10番	村井浩二君

◎欠席議員(なし)

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	観光産業課長	西本武史君
副町長	藤原幹君	地域整備課長	堀内孝茂君
教育長	勝良憲治君	生活環境課長	辻本知也君
総務部長	小角孝彦君	子育て支援課長	小路展裕君
まちづくり推進部長	村上正規君	福祉課長	松岡健一君
健康福祉部長	子安逸二君	高齢介護課長	武部勝浩君
教育次長	池田貴則君	健康増進課長	松井靖君
秘書課長	東條信也君	保険医療課長	子安逸二君
総務政策課長	奥埜哲生君	教育総務課長	池田貴則君
財政課長	小角孝彦君	生涯学習課長	鳥取勝憲君
住民人権課長	吉田雅樹君	学務指導担当課長	矢野敦則君
危機管理課長	村上正規君	学校給食C所長	富田昌彦君

◎議会事務局

事務局長 上田周治 書記 木下雄平

◎議事日程第2号

日程第1 一般質問

- ・町立総合福祉センターについて……………斧田秀明君
- ・人口減少対策について……………森田忠彦君
- ・学びを保障する少人数学級の実施を……………藤井千代美君
- ・学校給食無償化を……………西田いく子君
- ・「観光振興」をどう「推進」するのか…………… 〃
- ・住民が集う図書館づくりを…………… 〃
- ・国土強靱化……………辻本馨君
- ・行政手続きのデジタル化でオンライン申請の推進を……………辻本博之君
- ・将来を見据えた、太子町の教育制度について……………建石良明君
- ・公民連携について…………… 〃
- ・聖徳太子没後1400年事業について……………中村直幸君
- ・企業誘致（雇用・自主財源の確保）…………… 〃

(開会 午前 9時30分)

○議長(村井浩二君) 皆さん、おはようございます。

本日、一般質問で本会議を再開させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。よって、これより定例会を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、配付しておりますとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

---

○議長(村井浩二君) 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問の通告者は、配付しております一覧表のとおり、8名の議員より通告を受けております。

それでは、通告順に従いまして順次発言を許します。

まず1番、斧田議員の質問を許します。

斧田議員。

[1番 斧田秀明君 登壇]

○1番(斧田秀明君) おはようございます。

議席番号1番、しなが会、斧田秀明でございます。通告に基づきまして質問させていただきます。

今回、太子町立総合福祉センターについて、お伺いいたします。理事者におかれましては、適正なご答弁をよろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3月から5月末まで臨時閉館しておりましたセンターは、6月1日から開館して利用者の皆さんに大変喜んでいただいていたのですが、大阪府の新型コロナウイルス感染症拡大による非常事態に当たるレッドステージ1を受け、本町の対策本部会議により、12月の7日から年内ということで28日までの間、臨時閉館することになりました。利用者の方に会うと、皆さん様に早くセンターに行きたい、家にいると1日が長いと訴えられます。できるだけ早く安心して開館できる日が来ることを願っております。

さて、太子町立総合福祉センターがオープンし、はや30年を迎えようとしています。



このセンターは、当初老人福祉センターの補助金を活用して建設された老人福祉施設だと聞いております。当時の福祉センターを核とした老人福祉事業の展開は、現在にも脈々と続いている事業もございます。

そこで、最初の質問です。

これまでの介護保険制度を含めた社会福祉制度の見直しに伴う事業変更などその変遷と、これまでセンターがどのような役割を果たしてきたのかについて、ご答弁をお願いします。

○議長（村井浩二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） これまで総合福祉センターで行ってきた事業の変遷と、その役割についてのご質問でございます。

太子町立総合福祉センターは、町内にお住まいの高齢者の方々などの各種相談やレクリエーションを通じた健康の増進などを総合的に提供する施設として、福祉センターの維持管理を太子町社会福祉協議会に委託する形で平成3年4月に開館し、お風呂やカラオケ、ゲートボールなどの娯楽を通じた高齢者の生きがいや仲間づくりの活動拠点として現在も多くの高齢者の方々にご利用いただいているところでございます。

このように、平成3年4月に高齢者等の生きがいづくり等の拠点として開館した福祉センターですが、この年の7月には在宅で生活しておられる高齢者が家に閉じ籠もったり寝たきりにならないよう、ご自身の介護予防や家族の介護負担の軽減を図ることを目的として府内町村で初めてとなるC型高齢者デイサービス事業を開始いたしております。

また、平成12年度には、介護保険制度が創設されたことにより、従来からのC型高齢者デイサービス事業は、引き続き社会福祉協議会が運営を担う形で介護保険制度による通所介護事業に移行いたしました。

更に、介護保険制度が導入されたことに伴い、要介護認定を受けた方への通所介護事業を福祉センター1階で行うと共に、2階を一般高齢者の来館者用スペースとするなど、福祉センターの館内の利用方法が大きく変わることとなりました。そして、平成13年度からは介護予防のメニューを社会福祉協議会に委託することで一般高齢者の来館者に対する介護予防事業についてもいち早く取り組みを始めたほか、平成17年度には生活上の悩み事や困り事などに対して制度のはざまや複数の福祉課題を抱えているといった理由で既存の福祉サービスだけでは対応が困難な事案に対応するため、コミュニティーソーシャルワーカーを1名社会福祉協議会に配置していただき、総合相談事業を新たに開

始いたしております。

また、最近では、平成31年度に地域共生社会の実現に向けた取組みとして我が事・丸ごとの地域づくりの推進を目的に町会自治会などの場で防災マップ作りの実践など、住民が主体的に地域における生活課題を把握、解決するための地域力強化推進事業を開始いたしました。加えて、育児、介護、障がい、貧困など、複雑化したニーズを的確に捉え、相談支援機関等を適切にコーディネートする専門職を配置いたしました。また、ボランティア等の生活支援の担い手の養成、発掘等の地域資源の開発や、ネットワーク化を担う専門職を配置いたしております。

このように、社会福祉協議会と協力しながら、目まぐるしく変化していく社会にいち早く対応し、住民目線に沿った事業を展開するための拠点施設であることが現在の福祉センターの役割であると認識いたしております。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） 斧田議員。

○1番（斧田秀明君） まず、マスクの件ですけれども、やはり皆さんの感染防止を考えると、つけるという形でやらせていただきます。失礼しました。

ありがとうございました。

平成3年4月の開館以来、太子町の高齢者にとってはなくてはならない存在で、生きがいや健康づくり、仲間づくりの拠点として活用されてきました。そして、これまでは社会福祉協議会と共に事業を実施してこられたという実績が改めて明らかになりました。これからもますます行政と社協が連携しながら、住民の皆様と地域づくりに取り組んでいただきますよう、お願いしたいと思います。

答弁の中にもありました住民目線に沿った事業を展開していくためにも、常に目線の高さに注意していただきますよう、お願い申し上げます。

高齢化の状況につきましても、30年前のセンター開設当時につきましても、これだけ高齢者が多く本当に住む町になるとは、遠い世界の話で起きているように思われていたと思います。それが、年数が過ぎるとどんどん現実のものとなってきております。

そして、来年度につきましても、第2期の太子町地域福祉計画並びに太子町地域福祉活動計画も最終年を迎えられることとなります。このような計画に基づいて、これから先の太子町につきましても、先程のご答弁にもありました目線の高さというふうなものを、こういう計画を策定される際にはぜひとも組み入れていただければなというふう

思っております。

そこで、太子町の地域福祉の拠点となっておりますこの福祉センターの将来の役割並びに補修や整備に関する計画について、質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（村井浩二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 福祉センターの将来の役割と、補修や整備に関する計画についてのご質問でございます。

今日の人口減少と少子高齢化が急速に進展している状況においては、これまでのように現役世代だけでなく高齢者の方々にも地域社会の担い手の中心として活躍していただくことが求められております。活力ある高齢社会を目指すためには、高齢者の問題を全ての世代にまたがる問題として認識し、高齢者も若い世代と共に社会の一員として住みやすい地域をつくるために活躍していただくという観点に立つことが大切であると考えております。

このような考えの下、先行する他の自治体では、核家族化している現代社会において、高齢者向けの福祉センター機能を維持しながら子どもから高齢者までの全ての人々が世代を超えて触れ合うことで豊かな地域社会の実現を目指す世代間交流センターや多世代交流センターへと転換した事例もあり、本町といたしましても、今後において調査研究を行うなど検討していく必要があるのではないかと考えているところでございます。

次に、福祉センターの補修や整備についてのご質問でございます。

平成3年4月に開館した福祉センターでございますが、建築後約30年が経とうとしております。この間、大規模修繕は行っておりませんが、経年劣化に伴う不具合部分をその都度修理しているところであり、最近では平成30年度に給水設備を、平成31年度には空調設備のそれぞれ改修工事を実施いたしております。また、今年度には浴場用のボイラー設備も老朽化に伴う漏水や故障が発生しているところでございます。

いずれにいたしましても、住民の高齢化に伴い、福祉センターの利用者は今後ますます増加することが見込まれることから、先にお答えいたしました世代間交流センター等への転換や、社会福祉協議会が取得し、現在多目的広場として利用している土地の利活用を含め、今後、計画的な老朽化対策や整備について検討していく必要があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） 斧田議員。

○1番（斧田秀明君） ありがとうございます。

そうですね、これからの時代は高齢者の方々にも地域社会の担い手として活躍していただける仕組みが本当に求められてくると思います。

太子町を支えるのは限られた一部の人ではなく、みんなで支え合う、みんなで支え合えるという地域づくりにぜひとも取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

太子町総合福祉センターが子どもから高齢者まで全ての人々が世代を超えて触れ合える拠点になることにつきましても、期待を寄せております。間もなく開設後30年を迎えるに当たり、かなりの老朽化が進んでいるものと心配をしておりましたが、対応をしていただけるということで、安心もしております。

ただし、今のコロナの関係で休館になっただけでも、高齢者の方につきましては非常に不安な思いをされるというふうなこともありますので、工事をされる際にはできるだけ利用者の影響が少ない方法というふうなことをご検討のほうもお願いしたいと思っております。

そして、改めて私が言うまでもありませんが、このセンターは、災害発生時につきましては福祉避難所としての位置づけがされている施設です。障がい者や高齢者、妊産婦、乳幼児、病弱者などの要支援者らに受入れ可能な特別の配慮がなされた避難所となります。太子町は、災害時に一旦は一般の避難所に避難し、そこで生活が困難と判断された場合に福祉避難所に移るというシステムがあるとされております。箱物、施設を造ると後々維持管理やリフレッシュ改修など必要になってきますので、後々のことも検討しながら、ぜひとも取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

太子町総合福祉センターが住民の皆様から愛される施設として今後とも使っていただけますよう対応していただけることをお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（村井浩二君） これにて、斧田議員の質問を終わります。

次に、2番目、森田議員の質問を許します。

森田議員。

〔8番 森田忠彦君 登壇〕

○8番（森田忠彦君） 議席番号、8番、自由民主党会派、森田忠彦でございます。

人口減少対策について、質問いたします。

町長の所信表明では、多くの自治体において共通した課題でもあります少子高齢化の進展と人口減少時代をどう生き抜くかを常に意識しながら施策を進めるとありますが、

そこで、人口減少時代における具体的な施策を進めるに当たり、お伺いたします。

現在、第5次総合計画後期基本計画並びに第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略について、私も参画させていただいております総合計画審議会において議論を行っているところでございますが、その中でまとまりました素案の説明は、先の全員協議会で行われました。

その中で、住民アンケート調査や評価指数による達成度などから、前期基本計画に続き、人口減少、少子化に対する様々な施策等の取組みが進められているということでございますが、私は町にある多くの未利用地、これらを人口減少の抑制のために活用できるのではないかと考えております。特に、寄附をいただいた大規模な用地については、具体的な活用方法もなく、住宅地とすることで流入人口を増加につなげることとなり、人口減少の抑制を図る上で有効な活用方法になるのではないかと考えております。

これについて、ご答弁をお願いいたします。

○議長（村井浩二君） 町長。

○町長（田中祐二君） 私のほうからご答弁をさせていただきます。

少子高齢化に伴う人口減少は、全国的な問題として国や各自治体が対策を検討、進めているにもかかわらず、改善に至ることなく厳しい状況が続いております。

本町におきましても、人口減少、少子高齢化の進行が確実なものとなる中、町独自の対策の重要性を考え、所信表明では誘致策を行って転入を図ることはもちろんのこと、今もなお残っている昔ながらの地域のつながりなど、太子町の良さを維持しつつ、まずは今太子町に住んでいる人を大切にして、末永く太子町に住み続けていただくよう取り組んでまいりますと申し上げたところでございます。

若い世代の結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対して新生活のスタートアップに係るコストの一部を支援することで結婚しやすい環境づくりを推進する結婚新生活支援事業や、子育て世代包括支援センターを核として妊娠期から18歳になるまでの育児、子どもの成長の切れ目ない支援を実施するなどの子育て環境の充実に加え、来年1月からは所信表明でも申し上げました子ども医療費助成の18歳までの拡大を実施することとしたところでございます。

また、若年世代の転入・定住促進策としては、町外に居住する子世帯及び町内に居住する親世帯が同居もしくは近居するために取得した、または同居するために行ったリフォーム工事に係る経費の一部を補助する三世代同居・近居補助事業を実施すると共に、

町内でも問題化しています空き家について、利活用や移住等の促進により地域活性化を維持するための空き家バンク設置について関係機関との協定を締結し、実施に向け進めているところでございます。

議員ご指摘の太子地区の土地を人口減少の抑制に活用してはどうかとのことですが、過去の一般質問においても答弁させていただいておりますように、当該地区は本町の都市計画マスタープランにおいて住宅・沿道系誘導地域として幹線道路に適した地域活性化に寄与する土地利用など、良好な新市街地や既存集落地と調和した良好な住宅の誘導を図ることとしております。

また、一方では、市街化調整区域における地区計画ガイドラインにおいて住宅の用途としては第一種低層住居専用地域で戸建て住宅に限定されており、また、地区計画の面積は原則として5ヘクタール以上とされておりますが、当該土地の面積は約1.2ヘクタールで5ヘクタールを下回っているところでございます。当該土地につきましては、令和3年度に開催予定の東京2020オリンピックの聖火リレーや聖徳太子没後1400年事業などの際に利用を予定しておりますが、将来的な土地の利活用につきましては、本町の第5次総合計画や都市計画マスタープランの土地利用方針、各種法規制などとの整合性も考慮しつつ、議員の皆様や住民の皆様から広くご意見やお知恵を募りながら議論を進め、土地の利活用の方向性を決めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、少子高齢化とそれに伴う人口減少への対応は非常に難しい問題ではございますが、太子町のポテンシャルを活かし、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（村井浩二君） 森田議員。

○8番（森田忠彦君） 今の答弁では、行政が行う地区計画の面積は原則として5ヘクタール以上とされているので、今、寄附をいただいた土地は1.2ヘクタールで5ヘクタールを下回っているのが難しいという答弁ですが、確かに行政が地区計画をするには無理かもしれませんが、本町の都市計画マスタープランにおいては住宅・沿道系誘導地域となっているので、これを民間に任せれば十分可能と思います。せっかく4千坪ほどの大事な土地をいただいて、ある議員は毎年300万円近くの草刈りの予算を計上してお荷物をもたらしたと言っている人もいますが、有効利用することによって土地は生き返ると思います。

例えば、50軒から70軒ぐらいの宅地造成をして、若年世代の家族の流入を進める

ことにより、3人家族でも200人近くの人口増が考えられます。町長におかれましては、任期のうちに人口を2、300人増やすというような思いで、思い切った行政を行われることを要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（村井浩二君） これにて、森田議員の質問を終わります。

次に、3番目、藤井議員の質問を許します。

藤井議員。

〔4番 藤井千代美君 登壇〕

○4番（藤井千代美君） 議席番号4番、藤井千代美より発言させていただきます。よろしくお願いたします。

通告に基づきまして、学びを保障する少人数学級の実施をについて一般質問を行います。

世界中の子どもが人間としての尊厳を持ち、幸せになるためにできた子どもの権利条約は、1989年に国連で採択され、今年で31年目になりました。日本政府は、1994年に批准しています。

この子どもの権利条約は、0歳から18歳までの子どもたちの権利が書かれ、45条からできています。政府は、この条約の原則を大人と子どもに広く知らせることを約束しています。これは42条に書かれています。

大きく4つの原則を述べます。

第1に、第2条、差別の禁止。第2に、第3条、子どもの最善の利益。第3に、第6条、生命への権利、生存、発達の確保。第4に、第12条、意見表明権があります。この原則に基づいて、29条、教育の目的には、全ての子どもが能力を可能な限り発達させる権利、31条には、遊ぶこと、休息する権利があることがうたわれています。

ところが、日本の教育には国連子どもの権利委員会から厳しい懸念や勧告が4回も指摘されており、政府は誠実に受け止めようとしていません。国際的な合意に立って子どもの権利が尊重される社会へ、共に声を上げ、豊かな子ども時代を保障するべきです。

日本政府の後ろ向きの姿勢に加え、大阪では維新府政が貧困と格差を広げています。

大阪の子どもたちは遊ぶ時間も場所も少なく、テスト勉強、宿題に追われています。虐待やいじめ、不登校など苦しんでいます。高校入学や大学受験の競争の日々、自らの将来に希望を持てているでしょうか。

このような状況の中、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、日常が失われました。2月

に突然学校が一斉休校となり、子どもたちの生活のリズムは大きく壊されました。頭痛、腹痛などの身体症状が表れたり、食欲がなくなったり、昼夜逆転など生活リズムの乱れは大人が考える以上に子どもたちを苦しめています。

学校が面白くないというようなストレスを感じている、20人程度の分散登校から40人に戻り、子どもが落ち着かなくなった、支援学校の子どもたちはこだわりがきつくなったり、パニックになったり、大変な状態になっています。学校が安心して楽しい場となることを願います。

新型コロナウイルス感染症は猛威を振るい、収束はいまだに見えません。このウイルスとの戦いが長期になることを覚悟しなければなりません。子どもたちこそ、これから先の長い人生を生き、社会を担います。十分な子どもはどうあるべきか、一人ひとりの個性が尊重される教育がどうあるべきか、平和な未来に向かって真剣に取り組むときです。

このような中、太子町では、新型コロナ感染症対策として、磯長小学校の5年生を年度途中にありながら35人学級を実施するという画期的な動きを見せました。教育委員会、学校現場の先生方の協力もあってのことだと思いますが、子どもたちにとってすばらしい決断をされたと思っています。

そこで、お尋ねします。

太子町として、両小学校、中学校、全クラスで35人学級を実施するお考えはあるのでしょうか。今後の太子町の生徒数、児童数の動きから、実現可能であるとお考えなのでしょうか。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（村井浩二君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 少人数学級の実施についてのご質問につきまして、ご答弁を申し上げます。

小中学校の1学級の人数は、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律で定められており、同法成立時には、1958年、上限50人とされ、5年後には45人、1980年代には40人に引き下げられ、2011年度からは小学校1年生のみが35人学級となったところでございます。大阪府では、2007年度より小学校1、2年生における35人学級を実施しております。

そのような中、太子町教育委員会では、小学校3年生以降における35人学級の実現に向け、毎年継続して町村長会や町村教育長会を通じて、国及び大阪府への要望を重ね



てきたところでございます。

令和2年度については、太子町立中学校3年生、太子町立磯長小学校5年生及び3年生の3学年が1学級35人を超えることとなっております。このうち、町立中学校3年生と磯長小学校5年生については、大阪府教育委員会による第7次加配の運用、更に議員のほうからご指摘がございました新型コロナウイルス感染症対策における追加加配措置によりまして35人学級を実現することができたところでございます。

少人数学級の実現により1クラスの児童生徒数が減ることによって、教室内に空間的なゆとりができると共に、担任の目もより行き届きやすくなっていると報告を受けているところでございます。

尚、今後の町立小中学校の児童生徒数の推移予測でございますが、全国的な少子化の流れに沿う形で、本町におきましても毎年微減の見込みをしてございます。この予測児童生徒数を基に算出をしました学級数を国及び府基準に照らし合わせますと、令和3年度には小中合わせて4つの学年、4年度には3学年、5年度には2学年が35人を超える学級となるところでございますが、4年後となる令和6年度においては町立小中学校全ての学級が35人以下となる見込みをしてございます。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） 藤井議員。

○4番（藤井千代美君） どうもありがとうございます。

教室が足りない、先生が確保できないなど、様々な理由がありました。少人数学級は教育的効果があります。それはよく分かっていると思います。40人学級では3密が避けられないことは分かっているのですから、子どもたちのためにも、せめて30人、35人学級は、ぜひともよろしく願いいたします。

国会の論戦の中で、少人数学級も実現に向けあと一歩のところまで来ました。日本共産党のはたの君枝衆議院議員の少人数学級を求める質問に対して、萩生田文科大臣は、皆さんと協力しながら頑張りたい。不退転の決意で取り組むと答弁しています。

田中町長も、少人数学級に取り組むと公約で述べています。太子町として、今後どのように取り組むのでしょうか。また、町長の公約の少人数学級とは35人学級なのでしょうか。

また、世界的には20人学級が当たり前になっています。特に、ヨーロッパでは教育費もほぼ無料で、教育に格差をつけない、どの子も平等に教育を受けられることが当た

り前という考えがあります。35人学級で十分なのでしょうか。それとも、20人学級に近づけていくのでしょうか。答弁、よろしく願いいたします。

○議長（村井浩二君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 議員からもご指摘がございましたとおり、新型コロナウイルスの感染症対策を機会に国のほうでも少人数学級の実現に向けての議論が再燃されているという現状でございます。

本町におきましては、先程答弁をいたしましたとおり、本年度、大阪府による加配教員を活用することにより町立小中学校においては磯長小学校の1学年を除いて全ての学年で35人学級を実現することができている状況となっております。

本年度は新型コロナウイルス感染症対策の加配措置を活用しましたが、次年度に同様の加配措置が継続されるのかは今のところ未定との回答を得てございます。本町教育委員会としましては、児童生徒の学びを止めないよう、引き続き加配措置の継続を要望することにより、少人数学級への取組みを推進していくことには変わりはありません。

したがいまして、次年度におきましても大阪府教育委員会による加配を活用すると共に、児童生徒数の適切な把握に努めてまいりたいと考えてございます。

また、今後も先進自治体における取組みの調査検証を進め、他市の導入状況を踏まえながら、これまでと同様、町村長会や町村教育長会を通じ、引き続き国及び大阪府に要望しながら、まずは35人学級の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） 藤井議員。

○4番（藤井千代美君） どうもありがとうございます。

田中町長は、町議会議員時代、平成30年度9月議会で35人学級について一般質問しています。学校の施設の耐震化、クーラー設置などが実施されたと言った後、長年懸案となっていたハード面の設備は一段落ついたと思っております。今度はソフト面に力を入れていく状況になっていると感じておりまして、加えて、御存じのように、児童生徒数が目に見えて減少している状況にあります。学習する力など、様々な面でよりきめ細かな対応が求められる中、他の自治体では独自に35人学級を実施しているところもあります。太子町において、小学校、中学校での35人学級の導入についての考えはと、35人学級を求めています。

新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される中であっても、来年4月から新学期が始まります。教室の確保、教職員の確保のための時間は、あと数か月しかありません。子どもたちの明るい未来、未来をつくってやれるのは私たち大人の役目だと思っています。

少人数学級に関して、町議会議員時代の町長公約とが一貫した考えであるなら、国や府に要望するだけにとどまらず、早急に太子町独自に少人数学級実施を実現するよう強く求めまして、私からの質問を終わります。

○議長（村井浩二君） これにて、藤井議員の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は放送にてお知らせいたします。

（午前10時12分 休憩）

---

（午前10時25分 再開）

○議長（村井浩二君） それでは、再開いたします。

次に、4番、西田議員の質問を許します。

西田議員。

〔3番 西田いく子君 登壇〕

○3番（西田いく子君） 通告に基づきまして、町長の4月の選挙公約の具体化を求め、私のほうからは3問質問をさせていただきます。

まず1問目、学校給食の無償化を。このことについて質問いたします。

憲法26条には、義務教育は無償とすると明記されています。ところが実際に無償なのは授業料や教科書だけで、給食費、副教材費、学用品、修学旅行積立金などの負担が子育て世帯に重くのしかかっています。特に保護者が負担する学校給食費の年間負担額は、文部科学省平成30年度子どもの学習費調査によりますと、保護者が1年間で負担する額は公立小学校で4万3千728円、公立中学校では4万2千945円です。

太子町の給食費は、小学校1年生が年間4万5千100円、2年生から6年生が4万7千300円、中学生が5万8千300円で、全国平均より高く、義務教育に係る様々な費用の中で給食費が最も重い負担となっています。

経済的に苦しくなったとき、一番に家計で切り詰められるのは食費です。貧困が原因で、朝御飯抜きで学校に登校する子どもや、両親が働いているため、家で一人きりでコンビニ弁当を食べる子どもの存在に胸を痛めています。子ども食堂が活発化する背景に

は、親が経済的に困窮し、食事も満足に取れない子どもの貧困が横たわっています。

そこにこの新型コロナウイルス感染症です。太子町は、コロナ対策として町立幼稚園、小中学校の給食費を6月から9月まで無料にしました。コロナ禍だからではなく、子どもの成長にとって欠かせない大切な食を担う学校給食は、本来の義務教育は無償とするとの憲法に則り、今こそ無償化を進めるべきです。

私たち日本共産党は、この間何度も学校給食費の無償化を求めてまいりました。町長が育ち盛りの食育を支えるため、学校給食費の無償化へ、これを選挙公約に掲げ、当選した今、早期の実現を大いに期待しております。

そこで、お尋ねします。

学校給食費の無償化に向けて、4年の任期の間でどう具体的に進めていくのでしょうか。また、この間実現しなかった一番の課題は予算にあったと思います。太子町で学校給食を無償にした場合の予算は幾らになるのでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（村井浩二君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 学校給食費の無償化についてのご答弁を申し上げます。

近年の社会・生活環境の急激な変化は、子どもたちの心身の健康にも大きな影響を与えており、生活習慣の乱れ、家庭の貧困などの課題、アレルギー等の様々な疾病等への対応、偏った栄養摂取などの食生活の乱れなど、様々な課題が顕在化してきていると言われていただいております。特に、食に関する課題は生活の基本的な営みの1つとして生涯にわたって健康な生活を送るため子どもたちに健全な食習慣を身につけさせることが重要なこととなっております。これらの課題に対応するため、学校における食に関する指導を充実し、全ての児童生徒が望ましい食生活を身につけることができるようにすることが求められているところでございます。

このようなことから、平成17年6月に食育基本法が制定され、学校における食育教育が推進されているところとなっております。

学校給食の充実は、このような中でますます重要性を帯び、本町においても給食開始から精力的に給食事業に取り組んできており、財政的にも人的にも相当規模を投じてきたところとなっております。

平成31年度決算ベースで見た人件費を含んだ学校給食関連歳出は、人件費で1千800万円、給食業務委託で6千万円、給食センターの年間維持管理経費で2千万円、施設の維持改修事業で2千700万円など、総額で約1億3千600万円の決算額となっ

ており、全額が町単独の支出となっております。

給食に対して精力的に取り組んできた結果、現状において児童生徒及び保護者の皆さんからも給食の質や内容において一定の評価をいただいているものと考えておりますが、近年は、給食センター設備の経年劣化に伴い、毎年のように設備更新に係る予算も増大しているため、学校給食事業費は町財政にとって大きな負担の1つとなっていることは否めません。また、給食センターの運営経費とは別に、食材費については学校給食法第11条及び同施行令第2条において保護者の負担とされていますが、本町においては、小学校1年生が月額4千100円、小学校2年生から6年生が4千300円、中学生が5千300円、幼稚園につきましては1食210円の給食費をご負担いただいております。年間トータルで約6千万円の食材費がかかってございます。

給食費を無償化するには、先の1億3千600万円の支出に更にこの6千万円から既に補助をしてございます要保護、準要保護世帯への扶助費約700万円を除いた5千300万円を上積みした町単独経費を要することとなるため、無償化の実施に当たっては、財政状況を鑑み、慎重な検討を要するものと考えております。

今後無償化を実現するに当たっては、給食費の公会計化に対する国の動向も加味しながら、無償化の範囲や規模、内容等について吟味し、持続可能な町財政運営をベースに方法論について見極め、実現に向けて検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（村井浩二君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症対策による休校や休業、外出自粛で、経済も家計も大きな打撃を受け、今尚収束も見えず、命も暮らしも脅かされている状況が続いています。

給食費の負担軽減の必要性は、ますます大きくなっています。食材費を保護者負担としている限り、負担を抑えれば質を保てない、質を上げれば負担が増すという問題が生じます。この子どもたちが安心して質の高い給食が食べられるようにするには、太子町の役割が重要です。ですので、財政状況に鑑みなどおっしゃいましたけれども、公約でもありますし、無償化を1日でも早く実施していただきたいと思っております。

学校給食は学校教育活動の一環であり、食育としても重要です。これは先程の答弁でも認識していることがありました。学校生活にとって、給食は欠かせない存在です。栄養補給だけでなく、一緒に食べることでコミュニケーションが豊かになり、心身の成長につながります。給食の食材やそれに関わる人、調理方法など、地域の伝統や日本の食

文化を伝えることも食育として大切です。人間として豊かに生きるために必要なことを食べる体験を積み重ねて学ぶのが教育の場です。貧困によって家に食べるものがなく、給食が唯一の栄養源という子どもたちもいます。忙しい生活、加工食品や外食の利用が増えるという食生活の変化が進む中、成長期の子どもたちの健康と人間的発達を保障する学校給食の役割はますます重要で、教育としての給食内容の充実が求められています。

学校給食を無償化すれば、給食費が払えない、家計を圧迫するなど、親も子もしんどい思いをすることになります。本当に、戦闘機に高いお金を使うのではなく、子どもの教育にもっとお金を使うべきです。

そこで、お尋ねします。

12月議会で来年4月からの機構改革について説明がありました。

今年度で課長が2人定年退職する中で、次年度から給食センターに課長を置かないとのことです。給食センターの施設、設備も老朽化しており、計画的な整備が求められています。どれか1つでも壊れれば、たちまち給食が停止してしまいます。また、中学校給食導入前に給食センターを改修する必要があり、その間、お弁当給食になりましたが、異物混入が多発するなど、安全面で問題が多発いたしました。幸い命に関わるような問題はありませんでした。食中毒などが起これば、子どもの命に関わります。学校給食は、子どもたちの命にも直接関わる大切なものです。安全安心な給食を届けるために、責任ある職に就いている課長を給食センターに置いたと伺っています。学校給食無償化に向け準備期間であるこの大切な時期に、給食センターから課長を外していいのでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（村井浩二君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 今般の機構改革において、課長級の職員に代えて課長補佐級を現場へ配置し、現状の町職員2名の体制を維持したまま所長を教育総務課長が兼任することとしてございます。

給食センター設立以降、センターへの職員配置につきましては、その時々的情勢に鑑み、課長級、課長補佐級を配置してきた経過がございます。具体的には、議員の指摘にもございましたとおり、給食センター設立当初には課長級を配置し、その後、今回のように所長を教育総務課長が兼任し、現場への配置は課長補佐級となったものの、中学校給食開始と給食センターの大規模改修に合わせて再度課長級を配置し、現在に至ってございます。

今回、効率的かつ効果的な町政運営を推進することを目的に、簡素で効率的な組織体制の整備を目指して、少人数職場の解消や他の部署との業務比較、教育委員会事務局内部の指示命令系統の検討等を踏まえ、センター所長を教育総務課長が兼ねることとしました。教育委員会としましては、教育総務課長が所長を兼任することにより、学校における食育とも一貫性を持った対応が可能となり、学校、センター、行政の連携した食育指導体制が構築されることとなり、スムーズな命令系統となるメリットがあるものとも考えており、所長職の位置づけを変えることを組織力の強化につなげてまいりたいと考えているところでございます。

いずれにしろ、給食センター所長が課長職であることには変わりなく、当面現場で緊急を要する判断等については一定範囲を現場や権限を付すると共に、重要な事案対応に当たっては教育委員会全体として対応をする体制も整えることで危機管理対応の充実を図り、引き続き安全安心で良質な給食の提供に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（村井浩二君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） 町長の公約ですので、通告では町長に答えていただきたかったのですが、次長からお話がありました。

教育委員会から答弁がありましたので、教育現場に、職員の配置ですけれども、効果的、効率的、組織力の強化、これを持ち込むのはいかがなものかと思えます。子どもたちの教育に携わっている場に効果、効率、それで学校給食の在り方が、もしかしたら安全安心がおろそかになるのかもしれないという、私は心配して質問しているんですけれども、それが大丈夫だというのは、少し教育委員会としてはいかがかなと思えます。

この組織機構の改革について異を唱えていただけたらいいかなと思うんですけれども、これも絶対で、今後一切変えることはないとはおっしゃっておられませんでしたので、これでは給食センターに課長がいなければ安全安心が保てないということがありましたら、そのときには速やかに課長を戻していただきたいと思えます。

教育の無償化は、日本共産党の基本的な立場です。戦後の1951年に国会で義務教育の無償化問題を取り上げ、政府に憲法の義務教育の無償をできるだけ早く広範囲に実現したい、学用品、学校給食費、できれば交通費にも適用したいと答弁させています。

しかし、自民党政府は70年たった現在も給食費や制服、副教材などの負担を解消し

ていません。国が動かない中、自治体が独自に動き出しています。子育て支援の充実で人口が増加している全国でも有名な兵庫県明石市は、2020年4月から子育て世代の経済的な負担を減らすために所得にかかわらず公立中学校の給食費を無料にいたしました。大阪府内では、同じ町であります田尻町が2019年4月から小中学校の給食費を府内で初めて無償化しましたし、近隣では千早赤阪村は学校給食費補助を実施しています。大阪市も検討されようとしていると報道もありました。町長の公約です。太子町での給食費無償化、無償化とおっしゃっておいりましたので、無償化の早期実現を求めて、この質問を終わります。

続きまして、2問目、観光振興をどう推進するのか。これも町長のお考えをお尋ねいたします。

令和2年3月19日発行の維新プレス号外で、観光行政については2021聖徳太子没後1400年を起爆剤に観光振興を推進します。世界遺産の堺市と日本遺産の太子町で南大阪にインバウンドを、を公約に掲げ、町長に当選されました。

この公約を見ても、どのように観光振興を進めるのか、具体的には言及されておられません。聖徳太子没後1400年と竹内街道・横大路（大道）日本遺産は観光資源と位置づけられているのだろうと感じはいたしました。小さな文字では、よいまちネットを初め、観光振興に取り組む団体や個人を支援とも書いてありました。ですので、町長は12月議会までは前町長の与党議員でありましたし、現町長与党でもある建石議員は、3月議会で観光まちづくり拠点の整備を予算化されていた一般質問に対し、骨格予算であっても限られた財源を効果的、効率的に配分するなど、住民サービスを切れ目なく提供することを前提とした予算編成であり、大いに評価ができるものと考えていますと賛成討論までしておられましたので、当然田中町長も観光まちづくり拠点の整備についても前町長の施策に賛意を持っていらっしゃるものとばかり思っておりましたけれど、6月議会の所信表明で、観光まちづくり拠点整備が計画されておりましたが、太子町としての観光行政の在り方を含め、今一度検証してまいりたいと考えておりますので、本事業につきましても予算執行を一旦凍結とさせていただきますとおっしゃいました。

私たち日本共産党は、(仮称)生涯学習施設建設場所が観光交流センターになったことで観光協会の移転場所が早急に必要だとは思っておりましたけれども、今現在更地になっているあの場所が本当に最適なのか、適正価格で買えたのか、問いただしてまいりました。観光協会が役場近く日本遺産竹内街道沿いがよいと言っているとのことでした



ので、場所について最後まで反対の論陣を張りませんでしたけれども、駐車場もなく、2階建てでありながらバリアフリーの今の世の中でエレベーターもない施設を造るのか。開発チームなどが使える保健所対応の調理室を造るのか造らないかもあやふやで、トイレの入り口も定まらず、何より一体幾らで土地を購入するのもはっきり言えない状態で、町長選を前にした3月議会の骨格予算で慌ててて工事費を予算化する必要はないと修正動議を出して反対をいたしました。

ですので、町長の観光まちづくり拠点整備事業の予算執行を一旦凍結するという判断は納得できるものです。しかし、これまで太子町の観光行政の一翼を担い、観光振興に取り組んできた観光協会や関係する団体の皆さんは、新たな活動拠点ができるものと期待されていたわけです。前町長時代の勇み足が観光協会を初め住民団体の皆さんの期待を裏切る原因であったとしても、観光振興を推進すると公約に掲げた町長として、心ならずも観光交流館に間借りすることを余儀なくされた住民の皆さんに対し、今後の方針を示す必要があるのではないのでしょうか。

そこで、お尋ねします。

太子町は、観光事業は太子町にとって重要な施策の1つだと考えているのでしょうか。2021聖徳太子没後1400年を起爆剤に観光振興を推進しますとの公約ですが、新型コロナウイルス感染症が爆発的に広がる中で、GoToトラベルも中止に追い込まれ、インバウンドを期待することもできず、今後どう進めようというのでしょうか。

凍結した観光協会の移転先と仮住まい生活はいつまで続くと考えているのか。観光行政をどう検証するつもりなのか、具体的な町長の考えをお聞かせください。よろしくお願いたします。

○議長（村井浩二君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） 町長答弁となっておりますが、私から答弁させていただきます。

観光推進の公約の進め方、これまでの観光行政の検証に関するご質問です。

町の観光施策は、第5次太子町総合計画を上位計画とする太子町観光まちづくりビジョンに基づき、取り組んでいるところです。このビジョンを基に、今後も事業を展開してまいりたいと考えており、その意味において、施策の基本的な方向性はこれまでと変わりなく推進してまいります。

一方、町内に点在する歴史文化遺産、豊かな自然環境は、私たちが誇れる遺産、すな

わち町の魅力を引き出すことのできる財産とも言えます。これらの貴重な財産を次世代に確実に継承できるよう、6月議会の一般質問でも、観光行政において個々の事業を検証すると共に、観光行政全体として費用対効果を含め総合的に精査検証し、戦略的に進めると町長が答弁しています。

令和3年度は聖徳太子没後1400年の節目の年であり、これを契機に観光振興にしっかりと取り組んでまいります。

先行き不透明なコロナ禍の社会情勢が続いていますが、議員の皆様、住民の皆様のご意見をお聞きして検証を進めてまいりたいと考えています。

特に、観光・まちづくり協会初め議員の皆様にもご心配をおかけしている協会事務所でございますが、(仮称)生涯学習施設建設事業の起債の活用条件に反することから、9月に開催された生涯学習施設建設調査特別委員会でも説明がありましたように、観光まちづくり拠点の整備事業は、検証の結果、中止となりました。最終的な移転場所については、観光・まちづくり協会の在り方と併せて、協会及び関係者の皆様のご意見もお聞きしながら検討してまいりたいと考えております。

今まで担っていただいていた観光に係る各事業については、継続して取り組んでいただけるようしっかりとサポートしてまいります。

また、交流館への移転に関しましては、多くの観光客が見込める道の駅や竹内街道歴史資料館にも近接するという立地条件を生かし、面的な部分から観光客をより一層誘客できる可能性など新たなメリットがあると考えます。尚、当初予定地の活用については、暫定的な利活用として10月末から11月第1週にかけて実施した灯籠の点灯のように、有効活用する方法も含め、今後も継続して検討してまいります。

以上、このような視点に立った上で、聖徳太子没後1400年を起爆剤として、住民の皆様、地域団体の皆様と共に観光まちづくりを進めてまいりますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(村井浩二君) 西田議員。

○3番(西田いく子君) 私は具体的な答えを聞かせていただきたいと言いましたけれども、しっかり取り組んでまいります、しっかりサポートしていきます、しっかりの中身は何なのかということをおっしゃっていただきたいわけなんです。誰も片手間には仕事はなさないと思いますので、中身を、今すぐ言えなくても、ちょっとまとめていただ

きたいと思います。

今お聞きしてみても、町長としての思いは伝わりませんし、町長に言っていただきたいわけですが、部長答弁でしたし、町長として推進する、ちょっと具体的な施策が見えません。それはコロナ禍の中で仕方がないのでしょうか。それとも、町の方針が固まっていないからなのでしょうか。

太子町は、これまで観光協会を核に一体となって観光行政を進めてきたのではないのでしょうか。先程も言いましたけれども、日本共産党は予定されていたあの場所での、あの設計では協会としての力も発揮しにくかったと感じていますし、竹内街道沿いで観光行政を進めるにしても、最適な場所だとは思っていませんでした。ですから、今回の凍結はあってもいいと考えておりますけれども、太子町には、また町長には協会の所在を示す責任があります。

これまで太子町の活性化のためと観光協会と一緒に活動してこられた住民の方は、交流館での活動は永久になのか、またいつまでなのか、そもそも協会をもう町は必要としていないのではないかなど、不安の声が渦巻いています。これまで頑張ってもらってきた観光協会、また一緒に関わってきた団体や住民さんに対してあまりにも冷たい仕打ちだと思いませんか。

総合計画審議会でも声を詰まらせる住民さんがいらっしゃいました。健康づくり推進委員会では、怒りをもって訴える住民さんがいらっしゃいました。どちらも、この間、一生懸命町の活性化のため尽力いただいていた、それこそ町長も町議時代、それ以前から付き合いがあった住民さんで、太子町が言う協働のまちづくりに一緒に取り組んでこられた方々なのではないのでしょうか。笑顔あふれる太子町に、町長はこうおっしゃいますけれども、住民さんが泣いています。怒っています。住民と共に歩む住民本位のまちを推進、こうもおっしゃいますけれども、共に歩んできたと思っていた住民さんを任意の団体と言ってはいけません。まちづくりに関わっている方、何人かにお話を聞きましたけれども、どなたもあの場所にこだわっている方は、私がお話を伺った限り、いらっしゃいませんでした。長年聖徳市で頑張っておられる方は、寒い日も暑い日も和みの広場にテントを張って店を出すのも年を取って疲れてきました。公共交通が走り出して、和みの広場は太子町の中心になっていると思うんです。だから、叡福寺も近いし、和みの広場に雨風をしのげるぐらいの建物を建てれば観光振興に役立つと思うんだけど、とおっしゃっておられました。また、道の駅の活性化に団体も力を合わせることはできない

のか。そうおっしゃる方もいらっしゃいます。今回の観光協会の移転問題で、これまで観光まちづくりに関わってきた住民さんがもうやめる、怒っておられましたからね。もうやめるって言って投げ出してしまったら、もう太子町の観光行政、幾ら太子町がしっかり取り組むと言ってももうできないんじゃないかなと心配しておられましたけれども、このような知恵も持っておられますし、どなたもまだまだやる気をお持ちでした。太子町を思う気持ちは、住民さんの中では消えていないなと感じました。

町長、コロナ禍の中でイベントは中止を余儀なくされています。観光まちづくりビジョンにも書かれておりますけれども、年間を通じて既存イベントの準備に追われ、その他の観光まちづくり事業に注力できていない現状があります。こう書かれています。イベントのない今、じっくり腰を据えて、そもそも太子町の観光の在り方や観光協会の移転先について、先程部長からもありました観光まちづくりビジョンに立ち返って考えてみてはいかがでしょうか。太子町のまちづくりと観光をしっかりと位置づけるためにも、太子町、協会、住民を巻き込んで、住民の声を聞くと言いましたけれども、きっちりとした協議会の場なり審議会などをつくって声を聞くお考えはないのでしょうか。町長の答弁をお願いいたします。

○議長（村井浩二君） 町長。

○町長（田中祐二君） 私のほうからご答弁をさせていただきます。

西田議員の意見にもありましたように、私は今まで頑張っていたでいる観光協会の方、所属員の方、私も一緒にやっていたというところもありますので、何らその方の今までの功績を否定する、そういったつもりはございませんし、今まで太子町の観光行政、観光全般にわたって多大なご尽力をいただいていたというふうに思っております。

しかしながら、もう一方で、観光についてこのままでは、今のままでは太子町は有名にもなっていないし太子町のアピールができ切っていないのと違うかというようなご意見も多々いただいております。ですから、今までどおりでええと言うならそんでいいんですけれども、そういったご意見も踏まえて、やっぱりこれから更に前進をさせていかなければならないという思いの中で、やっぱりこれからの観光行政を更にいろんな方と検討しながら進めていかなければならないというように考えておることによってございます。

令和3年度は観光まちづくりビジョン策定後5年の折り返しの年に当たります。先程も部長が申しあげましたように、観光ビジョンの方向性はこれまでと変わりなく進めて

まいりたいと考えております。

しかしながら、行政の長としては、予算の適切な執行を念頭に、健全な財政運営を図ることが重要であり、予算を効率的、効果的に運用する責務があります。また、新型コロナウイルスの出現で、これからの観光の在り方も大きく変わるものと考えております。そのため、議員の皆様、また住民の皆様とも積極的にご意見をお聞きしながら、観光の在り方について様々な議論を深めてまいりたいと。その上で観光行政を進めてまいりたいと考えております。

また、現在はいまだ構想段階ではありますが、道の駅の活用や協会の自立に向けた支援を検討し、これからも持続可能な太子町をつくるための一歩を踏み出すために、世界遺産古市・百舌鳥古墳群とも連携し、日本遺産竹内街道の魅力アップを図ってまいります。そして、大阪府との連携を更に強化し、没後1400年を起爆剤とし、議会、住民の皆様と観光振興を推し進め、自然と歴史を生かしたにぎわいのあるまちにしていきたいと考えております。

○議長（村井浩二君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） 町長の答弁、ありがとうございます。

そのね、思いが今まで一緒に頑張ってくれはった協会の皆さんや一緒に頑張ってきた住民の皆さんに通じていけば、悲しむ人もいらっしやらないでしょうし、怒る人もいらっしやらなかったと思うんです。改めて、町長の思いをきちんと伝えていただけたらと思います。

森田議員の先程の質問の答弁の中で、今太子町に住んでいる人を大切にするともおっしゃっていましたが、今回の住民さんの受け止めは大切にされていないと思っているんです。その思いは、間違っているのやったら違うんだということをきちんと町長の言葉で伝えていただきたいと思います。

太子町では様々な計画があり、来年年明けにはパブリックコメントを募集する計画がめじろ押しです。また、計画案をつくっている段階で、それぞれアンケートをまず取っておりますけれども、第5次総合計画後期基本計画策定に向けての住民アンケートの中には、人と自然が調和・共生したまちと太子町を捉えていて、住みよいまちだと感じているし、住み続けたい、こう思っている住民さんが多いということ、この数字が挙げられています。

また、太子町は子育てしやすいまちでもあります。町会自治会加入率が減ったとは言

いますけれども、まだまだ地域コミュニティは健在です。太子町の観光の在り方を今後どう考えていくのか。観光まちづくりビジョンを読んでも、観光でお金儲けをするとは書かれていないと思いますし、そう考えて観光を進めているとは思えません。この観光ビジョンの冊子を、巻末を広げますと、策定検討委員会名簿があって、ここに町長の名前も、町会議員時代入っておられたようで、町長の名前も記されています。これを作り上げた委員の1人でもあります。観光まちづくりビジョンの基本理念の1番に挙げられているのは、地域に対する誇りと愛着を太子町内外の人の心に育みます、こう書かれています。太子町のまちづくりのために太子町と共に頑張る、地域の皆さんを大切に、基本理念を生かした観光行政の在り方について、協議会を立ち上げて、話し合い、よい方向に進むよう町が尽力するよう要望いたしまして、この質問を終わります。

最後に3問目、住民が集う図書館づくりを、これについて質問いたします。

9月議会で工事費が計上され、(仮称)太子町生涯学習施設等建設工事請負契約も無事締結されました。いよいよ住民の皆さんが待ち望んでいた施設建設が始まります。

公民館部分については、既に現在公民館で活動しているサークルや文化連盟の皆さんからも意見を募っており、できる限り要望に沿った公民館、今までどおり無料で誰もが利用できる公民館が新しく建設されることを強く願っています。

公民館部分と同時に、ソフト面が後回しになっていた図書館をどうするのか。図書館の中身についての検討が待ったなしです。

この間、日本共産党は、これも何度も図書館の在り方を考えるべきだと質問してまいりました。2018年9月議会での私の質問に対する答弁は、独自の特色を持たせる工夫といたしましては、図書館法に基づいた教育関係者や学識経験者、地域住民などで構成された図書館協議会を設置するなどして意見集約することもその1つの手段として考えられるのではないかと考えております、こう答えておられます。私が利用者へのアンケートを求めたことに対しては、現在進めている議会との議論、調査研究の進展状況を見据えながら、時を見てそのような協議会等の整備手法も視野に入れながら、先進自治体の取組事例なども参考に調査研究を行ってまいりたいと答弁しておられます。

また、平成31年3月議会で、阪口議員の質問に対しては、図書利用者の声をお聞きするためにも利用者を対象としたアンケートの実施を考えております。ご提案をいただきました学識経験者による委員構成での図書館協議会の設置や講演会の開催などでのアンケート調査による意見集約も手法の1つとして考えられますが、普段図書室を利用し

たことのない方、また、学識経験者のご意見などよりも本町の図書室を普段からご利用いただいている方々のご意見を拝聴することで、より地域に密着した、身近な本町らしい図書館を目指していけるのではないかと考えます。こう答弁しておられます。

令和4年完成を目指して動き出すのですから、もう図書館について真剣に考える時期に来ているのではないのでしょうか。今後、どのように検討していくのか、答弁をお願いいたします。図書館法は、1950年に公布、施行され、今年は公布70周年の年です。図書館法は公共図書館の基本を定める法律です。社会教育法に基づき、国民と国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とすると規定し、図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設とされています。

また、図書館は地方教育行政法第30条に基づく教育機関です。教育機関は、教育委員会の管理の下、自らの意思を持って継続的に事業運営を行う機関です。(仮称)生涯学習施設建設が教育委員会の下で建設されていることは、公民館や図書館にとって重要な点です。太子町で新たに図書館を造るに当たっては、図書館法に基づく住民参加の図書館づくりが何よりも大切です。太子町教育委員会として、図書館法に沿い、住民自治を育て、民主主義の土台となる図書館づくりを進めていただきたいと思います。いかがお考えでしょうか。

図書館は、知りたい、調べたいを保障することが役割です。生活、なりわい、学業のためには、資料、情報は欠かせません。図書館は生存権の文化的側面である学習権を保障する機関でもあります。そうした仕事を具体的に担うのは専門職である司書です。司書には、資料、情報を自ら適切に選択できるよう利用者に協力、支援するなどの役割があります。そのために、専門職である司書、司書補の配置を定めています。図書の専門家、図書館のそもそもについて知っている図書館長を置き、司書は正規職員を置くようこの間求めています。いかがお考えでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長(村井浩二君) 教育次長。

○教育次長(池田貴則君) 住民が集う図書館づくりをとのご質問に対しまして、ご答弁を申し上げます。

(仮称)太子町生涯学習施設は、住民の皆さんの趣味、教養、文化芸術活動の拠点として、また、役場周辺の公共施設の耐震化と図書館の拡充を目的として整備を進めてございます。中でも、図書館の拡充につきましては、狭小で自習室もなく、蔵書数も約3

万5千冊と近隣や全国の町村公立図書館と比較して大きく下回っているという本町図書室の現状を改善し、図書の魅力を感じてもらえる場所、誰もが訪れやすく親しめる滞在型の図書館として開架図書6万冊、閉架図書3万冊の最大9万冊の蔵書が可能な図書館を目指してございます。

しかし、ただ単に施設を新しくし、蔵書数を増やすことだけが目的ではございません。太子町ならではの図書館となるには、まずは現在の蔵書構成の分析とアンケートをベースとした利用者ニーズの把握が重要と考えております。

まず、現在の蔵書構成に関しては、昨年度末で一般書が52%、児童書が43%、その他5%と、全体に占める児童書の割合が比較的高い状況となっております。また、昨年実施をいたしました図書室に関するアンケート調査では、最も増やしてほしい分野として小説に次いで旅行書、歴史書、健康書の順となっており、自由意見では、雑誌を増やしてほしい、映画化・ドラマ化された本を入れてほしいなど、多くの貴重なご意見を頂戴することができました。これらを踏まえ、開館時の蔵書構成については、現在の蔵書構成の基本を引き継ぎ、更に充実させた構成を考えております。すなわち、児童書の割合を多くするということで幼児期の子どもがいる親子の来館増を促進することで、まずは親子で図書館に慣れ親しんでいただき、それにより、子どもは学生になったとき、親は子育てが一段落し時間ができたときに気軽に利用していただける図書館を目指します。また、中高生をターゲットとしたヤングアダルトコーナーや自習室の新設、多数の閲覧席など、世代を問わず住民の皆様によく愛される図書館を目指したいと考えてございます。

蔵書数は、開館時には5万冊を目標としており、その後、年度ごとの予算に応じて順次購入をし、最大蔵書数を目指してまいります。

また、開館時は多数の購入が必要であることから、新図書館の開館準備のため、図書の選書、購入から図書目録データ入力及び魅力的な本の配置方法などについて専門的なノウハウを有する業者に総合的に委託することを検討してございます。

更に、開館時における蔵書構成や蔵書数だけでなく、その後の運営についても非常に重要なことと考えております。開館時に蔵書数は増えたが、その後更新されない、新しい本がないというようなことになると、利用者離れにつながっていく状況となります。将来にわたり、利用者のニーズに即した運営を目指すため、教育関係者や地域住民などで構成された図書館協議会を設置していくことも1つの手法として考えており、在り方



の検討をしてみたいと思います。

次に、館長及び図書司書の配置についてでございますが、単独の図書館長を配置するか、複合施設である生涯学習施設として施設の全てを把握し管理運営を行う立場の管理者として配置するかは現在検討を行っているところです。また、図書司書については、現在3名の司書を非常勤職員で雇用しておりますが、専門性を有した司書の職員の必要性については現図書室運営の経験からも十分認識をしているところであり、適切な人員配置について開館に向けて検討してみたいと考えてございます。

以上のとおり、新たな図書館としてスタートした後についても、図書の魅力を感じてもらえる場所、誰もが訪れやすく親しめる滞在型の図書館を基本理念に、住民のニーズに応じた蔵書及び司書によるレファレンスサービスの向上を基本に、運営方法等についても十分検討し、住民の皆さんに愛される施設としてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（村井浩二君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） ありがとうございます。

いろいろ、新しい図書館ができたというのを設計のときにもご意見を聞きましたし、今もおっしゃっていただいたんですけども、住民のニーズに応じた蔵書を置き、とおっしゃっておられますので、先程何か業者にも委託するような話もありましたが、そうではなくて、もう今、この時点から、住民のニーズを聞くために1つの手法として考えていくとおっしゃいましたけれども、もう図書館協議会を設置していただけないでしょうか。2018年から言い続けているんですけども、検討が今尚続いている状況はいかがなものかなと思うんです。

でも、住民の声を聞くという意味では、ちょうど12月19日に、これはお昼2時からですけども、（仮称）生涯学習施設建設工事住民説明会を開催していただきます。住民に知らせる場、意見を聞く場を持っていただき、ありがたく思っております。

広報で載っていましたが案内文章には、皆様の趣味、教養、文化芸術を初めとする生涯学習活動の拠点として、また公民館など役場周辺の公共施設の耐震化と図書館の拡充を目的とした複合施設（仮称）太子町生涯学習施設の建設がスタートします。建設開始に伴い、住民の皆様へ施設の内容や工事施工の影響などについて説明会を行いますとあります。ぜひ図書館についての意見もこの場で募ってください。

また、コロナ禍の中で人を集めるのは大変ですけれども、このことを1回限りにせず、今後も実施していただきますようお願いをいたします。

また、これまで何度もつくるとはっきり明言してきていませんし、今日もまだ図書館協議会は検討とおっしゃっておられます。知恵を寄せ合う場は必要だと思うんです。議会から視察に行った熊取町の図書館は、計画策定、施設建設、運営に住民参加を貫き、司書職員と住民の継続的關係、行政と住民の協働的關係の形成で公共施設としての図書館を実現しており、1日中図書館で過ごす住民も多くいる滞在型の図書館として住民に親しまれています。先程次長からも太子町の図書館も滞在型になればとおっしゃっていただきましたが、熊取町を学び、1日も早く住民を巻き込んで図書館建設について考えていただきたいと思います。

図書館は地域の拠点であり、その運営に地域住民が参加することは図書館の活性化にもつながります。ぜひ図書館法に基づいた教育関係者や学識経験者、地域住民などで構成された図書館協議会を設置していただくよう再度強く求めます。

図書館の無料利用原則は70年近くにわたって続き、最も利用者の多い公共施設の1つとなっています。図書館サービスは図書館職員によって支えられています。司書が図書館業務に専念できる体制、豊かな経験を蓄積できることが図書館サービス充実の要です。利用者の調べたい、知りたいことについて、的確に捉え、資料、情報を提供するなどのお手伝いをする、資料相談、レファレンスサービスは、ますます求められています。読書や資料の利用に、障がいを持つ人たちに、情報アクセス権を保障することも図書館の大事な役割です。複数の正規職員の司書をぜひお願いいたします。

また、図書館長は図書館事業を長期的視野に立って進める責任者であり、地域の読書環境整備に中心的役割を果たすべき職です。司書資格を持つ館長を配置することも要望いたします。

最後に、読書の自由は人間の精神的自由の1つとして尊重され、守られるべきことです。日本図書館協会は、図書館は基本的人権の1つとして知る自由を持つ国民に資料と施設を提供することを最も重要な任務とすると図書館の自由に関する宣言でうたっていますけれども、資料収集の自由、資料提供の自由、利用者の秘密を守る、全ての検閲に反対する、図書館の自由が侵されるとき、団結してあくまで自由を守ることは読書の自由を守る上で重要なものであり、これを基調とした図書館運営を目指し、住民が集う図書館づくりを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（村井浩二君） これにて、西田議員の質問を終わります。

次に、5番目、辻本馨議員の質問を許します。

辻本馨議員。

〔6番 辻本 馨君 登壇〕

○6番（辻本 馨君） 議席番号6番、自民党会派、自由民主党の辻本 馨でございます。  
通告に基づき、国土強靱化についての質問をいたします。

去る12月1日、菅首相は防災・減災や国土強靱化を推進するため5か年計画を策定、予算は15兆円規模となるように関係閣僚に指示しました。自然災害の状況に即した機動的、弾力的な対応を行うとして、激甚化する災害や巨大地震への対策を強化することです。

そこで、本町では、この国土強靱化5か年計画に対してどのように取り組むのか、答弁を求めます。

○議長（村井浩二君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） 平成23年3月11日に発生した我が国未曾有の東日本大震災を教訓として、平成25年12月に強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化法、以下基本法と申しますが、が制定されました。

国土強靱化とは、いかなる大規模自然災害が発生しても致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持った安全安心な国土、地域、経済社会の構築を推進するものです。

ご質問にもありますとおり、政府は菅首相から12月1日に防災・減災のための国土強靱化について、激甚化する災害への対策、予防保全に向けた老朽化対策の加速及びデジタル化等推進に係る対策を柱とし、2021年から2025年度に15兆円規模の5か年計画を策定するよう、関係閣僚に指示があったと発表いたしました。

この5か年計画に対してどのように取り組むかのご質問でございますが、基本法において、地方公共団体は国土強靱化に関し地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し実施する責務を有するとされていると共に、基本法第13条において、市町村は国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を定めることができるとされております。

これを受けて、本町におきましても、被害の大きかった平成29年10月の台風21

号による豪雨災害や平成30年9月に来襲した台風21号の暴風被害を初め、毎年のように全国各地で発生する自然災害を教訓とすると共に、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震への対応も踏まえ、現在、本年度末を目標に太子町国土強靱化地域計画の策定作業を行っているところでございます。

今後は、当該計画に掲げている公共施設の老朽化対策を初めとした取組み内容について、国の資金も活用しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（村井浩二君） 辻本 馨議員。

○6番（辻本 馨君） では、次に、自然災害の頻発、激甚化についてお尋ねします。

相次ぐ豪雨、地震等で多くの貴い人命が失われ、重要なインフラの機能に支障を来すなど国民の経済生活に多大な影響が発生した過去の災害の経験を生かして、被害を最小限に防ぐために本町として普段からどう心がけていくか。特に、ため池や水路の災害発生を想定した取組みなど、どのように考えているのか、質問いたします。

○議長（村井浩二君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） 続きまして、過去の災害の経験を生かして被害を最小限に防ぐために本町として普段からどう心掛けていくかのご質問でございます。

我が国は、近年、毎年のように大規模な自然災害に見舞われてきており、特に平成30年7月の西日本豪雨災害では、長時間かつ広範囲で激しい雨が降り続き、特に岡山県倉敷市では大規模な浸水被害により多数の犠牲者が発生しました。これは、事前にハザードマップにより災害リスクが高いことが公表されていたにもかかわらず、住民の多くが内容を理解せず居住地の危険度を楽観視していたため、結果として貴い命が失われた可能性があり、地域の災害リスクと取るべき避難行動の周知が問題となりました。また、ハザードマップの浸水想定区域と実際の浸水範囲が概ね一致していたことから、ハザードマップの重要性が再認識されたところでございます。

本町におきましても、平成19年度の防災マップの作成時や、その後2回の内容見直し時には防災マップの全戸配布を行っており、ホームページにおいても閲覧ができるようにしております。尚、府における浸水想定区域の見直し及び来年度予定されている避難勧告の名称変更を受けて、来年度防災マップの見直しを予定しており、見直しを契機として再度住民の皆様にも身の回りの危険な場所や区域の認識を深めていただくと共に、避難勧告等の意味や重要性をご理解いただくため、積極的に啓発してまいりたいと考えております。

また、人命を第一として避難勧告等の発表に備えて平素から最新の気象情報の知見に基づいた避難勧告判断マニュアルの整備に努め、災害発生の可能性がある場合は躊躇なく避難勧告等を発令する体制を整えてまいります。尚、災害時の避難行動、要支援者対策としても、避難行動要支援者同意者名簿を福祉課、社会福祉協議会と連携して地元町会及び消防団に配付しており、地域における防災力の向上にも努めております。

また、平成29年の台風21号豪雨により、本町においては山間部を中心に土砂災害が発生し、幸いなことに人的被害は発生いたしませんでしたが、道路、河川、ため池などのインフラや耕作地が被災し、復旧に長時間を要しました。原因としましては、長期間に及ぶ秋雨前線による降雨と台風の大雨が主な要因であります。用排水路やため池及び森林の維持管理についても、管理者及び所有者と連携を図ると共に、現在策定を進めている国土強靱化地域計画の取組みも併せて進めてまいりたいと考えております。

毎年各地で発生する自然災害を教訓として、日頃の備えを怠らず、健康で生き生きと暮らせる安全で安心なまちの実現に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） 辻本 馨議員。

○6番（辻本 馨君） 本町としては、平成29年10月の台風21号による豪雨災害と平成30年9月に来襲した台風21号の暴風被害を教訓として、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震への対応を踏まえ、今年度末策定を目標として太子町国土強靱化地域計画の策定作業を行っているとのことですので、速やかに太子町国土強靱化地域計画ができることを願うものであります。

天災は忘れた頃にやってくると言いますが、備えあれば憂いなしと申します。常日頃から不測の事態を想定し、町民1万3千人の生命と財産を守ることを念頭に置き、日々の業務にいそしむことを大事とすること、そして一旦緩急あればこの国土と太子町を守る最後のとりでであるのが警察や消防、自治体でもなく、陸海空自衛隊であることを肝に銘ずることであると思っております。

当地においては、第3師団第37連隊第3中隊がこの太子町を守るため日夜訓練に取り組んでおられることに感謝すると共に、我々一同は常に心にとどめておくことを申し上げ、質問を以上とさせていただきます。

○議長（村井浩二君） これにて、辻本 馨議員の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は放送にてお知らせいたします。

(午前 11時32分 休憩)

---

(午後 1時00分 再開)

○議長（村井浩二君） それでは、再開いたします。

次に、6番目、辻本博之議員の質問を許します。

辻本博之議員。

[5番 辻本博之君 登壇]

○5番（辻本博之君） 議席番号5番、公明党、辻本博之です。通告により一般質問させていただきますので、理事者におかれましては適正なご答弁をお願い申し上げます。

まず、本年は新型コロナウイルス感染症の拡大で国難ともいえるべき試練が国民を苦しめております。コロナウイルスによりお亡くなりになられた方、現在も治療に専念されている方、心よりお見舞い申し上げます。また、献身的な介護に携わっておられる医療従事者皆様に心より敬意を表します。

一刻も早く新型コロナウイルス感染症の収束を目指すのが政治の役割であるのではないかと思います。住民の皆様の安心安全をお約束できますよう、精進してまいります。

さて、本年9月に発足した菅内閣の目玉政策の1つが言うまでもなく行政のデジタル化を推し進めるデジタル庁の創設を伴う本格的なデジタルトランスフォーメーションへの転換です。

先の1人当たり10万円給付の特別定額給付金事業では、国と地方のシステム連携が不整合など、行政手続きのデジタル化の立ち遅れが目立ちました。今回、マイナンバーカードを経由したオンラインで給付金を送る仕組みが整っていれば、もっとスムーズな給付が整っていたのではないかと、改めて行政手続きのデジタル化の必要性が感じられましたのは記憶に新しいところです。

国においても、行政のデジタル化を進める重要な手段としてマイナンバーの活用を重視し、普及、促進に向けて健康保険証や運転免許証など個人を識別する規格の統合を目指しているところであります。

また、マイナンバーカード普及のためにマイナポイント制度が2020年9月から2021年3月末までの7ヶ月間行われております。総務省ホームページの全国におけるマイナンバー交付枚数率は、11月1日現在で21.8%となっております。

そこでお伺いいたします。

本町における現在のマイナンバーカード交付枚数率と、国におけるマイナポイント制度が始まってからの交付率の伸びの変化についてお答えください。

また、交付枚数率向上に向けた取組みについてもご答弁お願い申し上げます。

○議長（村井浩二君） 総務部長。

○総務部長（小角孝彦君） 本町のマイナンバーカードの交付状況等についてご答弁申し上げます。

まず、本年11月1日現在の交付状況でございますが、2千461枚、交付枚数率は18.5%となっており、議員のご質問にもありましたように、全国平均で21.8%、全国町村平均で18.9%、大阪府平均では23.6%となっております。

また、本年7月からマイナポイント事業が開始されたことに伴い、本年8月中の窓口での交付枚数が180枚、9月中で138枚と昨年の同時期に比べまして約1.0倍の交付枚数となっております。

次に、交付枚数率の向上に向けた取組みとしまして、国におきましてはマイナポイント事業、健康保険証や運転免許証など個人を識別する規格の統合など進められているところであり、本町におきましても、広報たいしへのマイナポイント事業の掲載や国民健康保険証の更新時にマイナンバーカードの申請等を同封し、郵送するなど啓発に努めております。

また、マイナンバーカードの時間外交付を事前予約制により開庁日の午後7時まで行うなど、窓口サービスの向上にも取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） 辻本博之議員。

辻本博之議員にちょっと。最近のマイクはすごく性能がいいので、ちょっとだけ声量を落としてもらっても構いませんので。

続けてどうぞ。

○5番（辻本博之君） 引き続き、交付率の向上に向けた取組みに更に努めていただきたく思います。

次に、日本におけるICTやデータ活用は先進国に大きく水をあけられていて、特に遅れが目立つのは行政のデジタル化だと指摘されています。パソコンやスマートフォンなどオンライン化で完結できる行政手続きは全国平均でわずか7%の報道もあります。本町においても、国に歩調を合わせた行政手続きのオンライン化の推進は重要であり、

行政サービスの向上、行政の効率化のため、現状の制度、システムを活用することにより、可能なオンライン化に向けた取組みを先んじて実行することが重要だと考えます。

それは、マイナンバーカードを活用したマイナポータルびったりサービスのフル活用であり、自治体レベルで新たなシステム構築などは必要ありません。このびったりサービスは、各自治体の手続き検索の全市申請機能を可能とするもので、災害時の罹災証明書の発行申請、子育て関連では児童手当等の受給資格の認定申請、保育施設等の利用申込み、妊娠の届出など幅広い行政手続きをパソコンやスマホから申請できます。

そこで、お伺いいたします。

マイナポータルびったりサービスの活用状況について及び行政手続きなどのデジタル化に向けた取組みについてお答えください。

○議長（村井浩二君） 副町長。

○副町長（藤原 幹君） マイナポータルびったりサービスの活用状況及び行政手続きなどのデジタル化に向けた取組みについてご答弁申し上げます。

まず、マイナポータルびったりサービスの活用状況についてでございますが、内閣府による本年9月30日時点の全国市区町村を対象とした調査によりますと、児童手当、保育、ひとり親支援、母子保健など子育てワンストップサービスの電子申請対応状況は全国で967団体、介護ワンストップサービスの対応状況が104団体、被災者支援ワンストップサービスについては39団体にとどまっており、本町におきましても、現在のところ、これらマイナポータルびったりサービスにつきましても対応できていないのが現状となっております。

次に、行政手続きなどのデジタル化に向けた取組みでございますが、議員ご指摘のとおり、政府においては社会全体のデジタル化をリードする強力な組織としてのデジタル庁創設について来年9月の発足を目指すとされているところであります。

また、骨太の方針2020危機の克服と新しい未来に向けての中においては、ポストコロナ時代の新しい未来を見据えた新たな日常の構築に向けた環境整備として行政手続きのワンストップ、ワンオンリー化やAI、RPAの活用、自治体情報システム標準化など、デジタル技術を活用した次世代型行政サービスを推進するものとされているところであります。

本町としましては、まずはマイナポータルびったりサービスを初めとするオンライン申請などに必要となりますマイナンバーカードの普及、交付率の向上を図ると共に、感



染症予防対策ともなるマイナポータルびったりサービスを初めとする非接触型サービスなど、行政手続きのデジタル化の推進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（村井浩二君） 辻本博之議員。

○5番（辻本博之君） 今後は、国の動向を見ながらデジタル化を更に推し進めていただきたく思います。

デジタル化の推進は生産性を引き上げ、今後経済成長を主導すると共に、より便利で豊かな生活を実現する上で重要な役割を担うものであります。キャッシュレス決済などの普及も含め、引き続き住民の利便性及び行政サービスの向上、行政の効率化に向けたデジタル化と共に、住民に安心を与える施策を推進していただくことを要望させていただきます。新型コロナウイルス感染症の1日も早い収束を願い、質問を終わらせていただきます。

○議長（村井浩二君） これにて、辻本博之議員の質問を終わります。

次に、7番目、建石議員の質問を許します。

建石議員。

〔2番 建石良明君 登壇〕

○2番（建石良明君） 大阪維新の会の建石でございます。通告に従いまして、質問を行います。

まずその前に、昨今この新型コロナ感染者が高止まりする中、今、このコロナ禍を乗り越え、田中町長や役場職員と共にアイデアを出し合い、意見を交わし合い、協力し合って太子町の未来をつくっていくことが私たち町議会議員の役割であると認識しております。

また、太子町民の皆様も、もっと議会、町政に関心を持っていただき、議会活動のチェックをお願いいたします。

それでは、質問事項において、今回私は将来を見据えた太子町の教育制度について、また2番目として公民連携について質問いたします。

まず初めに、この今期の立候補に際し、私は、マニュアルに書きましたように、将来を見据えた太子町の教育制度についてということで、先ほどの藤井議員の質問と違った方向から少人数学級と町立小中学校の義務教育9年間を通じた教育活動を提言するが、町の考えはということで、まず、太子町において人口減少、少子化は避けられない。生徒児童、山田・磯長両小学校、町立中学校の今後の在校人数は予測しているのか。公立

学校と私学間で生徒児童の獲得争いがより一層進むのではないか。各学校においては、特色ある授業、校内活動が行われていると聞くが、こういった取組みがなされているのか。子どもたちの勉学と学校生活について今後こういった取組みが必要か検討すべきであるとする。

今、公立小中学校の全ての学年に少人数学級を導入する議論が起きている中、児童生徒の一人ひとりの理解度や興味、関心を踏まえたきめ細かな学習指導が可能となる、子どもたちが抱える生徒指導上の課題に即した個別指導が充実できるといったメリットが言われておる。

太子町は小学校2校、中学校1校と、人口的にも地理的にもコンパクトであることが強みであります。そこで、この強みを生かして、町全体で子どもたちの学びを支え、町立小中学校の義務教育9年間を通じた教育を一体的に行うことが重要と考える。私はここで少人数学級と町立小学校の義務教育9年間を通じた教育活動を提言するが、町の考えはいかがか、お答え願いたいと思います。

○議長（村井浩二君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 本町の教育行政につきまして、主に少人数学級と小中連携教育といった観点からご答弁を申し上げます。

全国的な傾向に漏れず、太子町におきましても少子化の傾向が顕著であり、町立小中学校の児童生徒数は平成16、17年度あたりをピークに減少傾向にあり、今後もその傾向は継続するものと予測をしております。このような状況の下、私立の児童生徒数の確保も熾烈な状況であることは言うまでもございませんが、本町においては、毎年一定数が私立小中学校へ進学されるものの、その割合は一定であり、毎年大きく増減はしていないのが現状となっております。

今後も引き続き児童生徒数の減少が予測される中、教育委員会としましては、教育のまち太子町を掲げ、特色ある取組みを実施し、2小学校、1中学校という小規模であることのメリットを最大限に生かすことで学校教育の活性化を目指しているところでございます。

義務教育9年間を通じた教育活動について、町立小中学校における特色ある小中連携の取組みとしては、小学校英語外国語活動の本格実施を見据えた英語教育が挙げられます。太子町では、近隣の市町村に先駆けて、ALTいわゆる外国語指導助手を活用した授業を取り入れ、早期の英語教育を実施してまいりました。現在では、両小学校の児童

が町立中学校へ集まり、中学生が小学生に英語で学校紹介をしたり、中学校の生徒が両小学校を訪問し、英語を使ったゲームをしたりするなど、毎年小中連携の取組みを行っており、こういった取組みの成果が町立中学校の英語力向上や自己肯定感の向上にもつながっているところとなっております。

また、中学校の社会科学部が小学校のビオトープの整備をしたり、小学校の親子を対象に生き物教室を実施するなど、交流を深めております。

部活動での交流としては、町立中学校の吹奏楽部が小学校の運動会の入場行進時にマーチングバンドをし、その演奏に乗って児童が入場する交流等も行っております。

これらの活動を通じまして、小中連携の取組みとして、義務教育において提起される様々な課題の解決に精力的に取り組んでいるところですが、教育環境の改善や、特に学力向上といった観点からもまだまだ多くの課題が現出しており、更なる真価が問われるところとなっております。

ご指摘の少人数学級については、今般の新型コロナウイルス感染症対策に伴い、再度国においても議論が深められる端緒ともなりました。少人数学級のメリットとしては、クラス内の児童生徒数が少なくなることにより教室内に空間的なゆとりができると共に、担任の目もより行き届きやすくなり、学力向上はもちろんのこと、生活指導面や児童虐待の早期発見などにも効果が期待されることはご指摘のとおりでございます。町としても、少人数学級の実現に向け、これまで以上に国及び大阪府に強く要望をしまいたいと考えてございます。

また、同様に、教育環境の改善や学力向上への取組みとしましては、小学校6年間と中学校3年間を連関した義務教育9年間と捉える小中一貫教育についても近年注目を集めるところとなっております。これまでも、町立学校においては義務教育9年間を見据え、小小、小中の児童生徒や教職員の交流を通じた一貫教育に取り組んできたところとなっております。特に、小中の教職員全員が集まり交流するわがまち教職員研修では、小学校と中学校の教職員が1つの目指す子ども像を共有し、一丸となって子どもの育成に取り組んでおるところでございます。前年度までは特別の教科、道徳の本格実施に向け授業力の向上を目的として小中合同の研究授業を7年間にわたり実施し、教職員の指導力向上に大きく寄与したところです。更に、本年度から導入されているキャリアパスポートについても、わがまち会議においていち早く取組みを始め、義務教育9年間で育てたい子どもの姿を共有しております。

一方、中学校への進学時に不安が高まり、学校へ通いづらくなる生徒が出てくるなど、いわゆる中1ギャップへの対応についても、町立小学校6年生が中学校の教員から体験的に授業を受ける体験授業も実施され、小中の段差解消の取組みも推進し、効果を上げております。

本町は小学校2校、中学校1校、町全体として1つの中学校区というコンパクトな環境を有しており、地域と学校、行政が非常に近い関係にあり、地域との関係が希薄になりつつあるという現状にあっても地域との深い関係に支えられている現状でございます。その強みを生かし、両小学校を卒業した児童が1つの中学校に進学することを見据え、それぞれの発達段階に応じて身につけておかなければならない力や目指すべき目標を明確に共有し、尚一層の小中一貫教育について、太子町にしかできない、太子町らしい教育を今後も取り続けてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（村井浩二君） 建石議員。

○2番（建石良明君） 今の答弁において、太子町教育委員会としては教育のまち太子町を掲げ、特色ある取組みを実施し、2つの小学校、1つの中学校という小規模であることのメリットを最大限に生かすことで学校教育の活性化を目指しているとのことであります。

また、英語教育等いろんな分野においても小中連携として義務教育において提起される様々な課題の解決に取り組んでいるということであると。

少人数学級については、メリット等もよく理解され、実現に向けて、より以上に国、大阪府に強く要望していくとのこと。私もいろんなパイプを通じ働きかけていきたいと思っております。

また、答弁には、小中の教職員が交流するわがまち教職員研修で全教職員が1つの目指す子ども像を共有し、一丸となって子どもの育成に取り組んでいることは大いに評価するところであります。義務教育9年間で育てたい子どもの姿を教職員が共有し、より一層の小中一貫教育について、太子町にしかできない、太子町らしい教育に今後も取り組んでいくということであります。

強い答弁を聞き、将来の生徒児童の未来に大いに希望を持ったところであります。

このように、様々な取組みをなされていることを踏まえ、次のような質問をしたいと思います。

小学校の教科担任制を提言しますが町の考えはということで、子どもたちに質の高い教育を提供するためには特定の教育課題に対応した教職員の配置改善も必要と考えます。例えば、小学校高学年の授業を学級担任が全て行うのではなく、英語や算数などの専門性の高い教員がクラスをまたいで授業を受け持つ教科担任制に取り組まれているところもあります。小学校の教科担任制は、学級担任制から教科担任制になる中学進学時の学習環境の変化になじめず不登校などが増える、いわゆる中1ギャップの解消策にもなると思います。専門性のある教員の指導による教育の質の向上策としても期待できます。授業準備などによる教員の長時間労働を是正する働き方改革の観点からも注目されていると思います。

文部科学省や中央教育審議会等においても、小学校高学年からの導入の必要性や、対象科目や専門性のある教員の確保、学校規模に応じた教員配置の在り方など、議論されていると聞いております。教科担任制は小中学校の系統的な学びにつながり、教員の専門性を生かし、教育の高度化を図れるようにしたいという意見も担当者にあるということでもあります。

そこで、私は太子町でも小学校の教科担任制の導入を提言いたしますが、町の考えはいかがでしょうか。

○議長（村井浩二君） 教育長。

○教育長（勝良憲治君） 今ご質問ございました。現在文部科学省のほうで中央教育審議会というところで小学校5、6年生の授業の学級担任制について、学級担任が全て授業を持つというのではなく、英語や算数など専門性の高い教員がクラスや学年をまたいで受け持つ教科担任制の取入れについて検討を進めておるところでございます。数年後には本格実施が目指されるということで、実現には課題も指摘されているところでございます。

現在、町立学校におきましては、小学校指導加配教員を活用いたしまして、数年前より町立中学校の理科の教員が両小学校に兼務をいたしまして、主に小学校5、6年生を対象に理科の授業を行っております。教科の特性として、理科は特に専門性が求められ、小学校教員の中でも苦手意識を持つ教員も見受けられる中、中学校の理科の教員がその専門性を生かして児童への積極的な、また模範的な指導を示すことによりまして、児童の学びの質が向上し、小学校教員の指導力の改善にもつながっているところでございます。

また、小学校英語外国語活動においても、中学校の英語の教員免許を所有した教員が専科指導教員として小学校5年生、6年生の英語の授業を持ち、より専門性の高い授業を実施するなど、英語を学ぶ意欲の向上やスキルアップ、中学校へのスムーズな接続を推進しております。こういった小中連携した取組みの成果が町立中学校の町で手当てしていただいております英語検定の合格率の高さにもつながっているのではないかと考えております。

小学校における教科担任制のメリットとしては、専門性の高い教員による質の高い授業を実施できることが挙げられます。また、中学校へ進学した際の学習環境の変化になじまず、不登校が増加する、いわゆる中1ギャップがありますが、その解消の手段の1つとなることも大きな要素であるというふうに考えております。

一方、人材確保の面におきましては課題が指摘されております。特に、教科担任制を実施するだけでより質の高い授業が実施されるわけではありません。教科担任を担う人材の確保については困難が予想されます。更に、教員免許状の面からも課題がございます。また、従来実施してまいりましたカリキュラムについても再編成の必要があり、検討する時間もある程度は必要であると考えております。

教育委員会といたしましては、従前より実施をしております小中連携を更に推進するため、教科担任制も視野に入れ、更に少人数学級の課題も含めて、複合的に取組みを進めることにより、現在小中学校が直面しております様々な課題について、より効果的な方策を検討してまいりたいと考えております。

子どもたちが太子町に生まれ、育ってよかった、太子町の学校で学んでよかったと思える小中学校を目指して、引き続き学校教育の充実に全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） 建石議員。

○2番（建石良明君） 今の答弁の中において、いろいろ種々述べていただきました。

確かに小学校教科担任制を取り入れることについては、教職員にとっても、また児童にもメリット、デメリットも大いにあり、今後前向きに議論が尽くされるべきだと考えております。

このことにより、太子町の教育が将来の児童の育成に向け、実りある成果が得られるよう、学校教育の充実に取り組んでいただくようお願いしておきます。

次に、公民連携について伺います。

企業との連携の状況、今後の取組みについてお聞きしたいと思います。

少子高齢化による人口減少が進む中、役場組織といった行政だけでは社会課題に対応することは今後ますます困難になるものと考えます。特に、田中町長が所信表明で述べられています国連の持続可能な開発目標、いわゆるSDGsの達成に向けては、あらゆる主体が共通の目標に向かって取り組む必要があります、国、大阪府、市町村はもちろん、住民一人ひとりや企業といった様々なステークホルダー、利害関係者というものなんです、の連携や協力が不可欠であるとされています。

昨今、他の自治体においては、企業や大学との間において災害時の対応や広報などの分野のほか、このSDGsの達成に向けて教育や健康といった、より幅広い分野での連携の取組みが進んでおり、報道等でもよく見かけます。

そこで、私は、太子町においても公民連携を積極的に進めるべきだと提言いたしますが、町のお考えをお聞きします。

○議長（村井浩二君） 町長。

○町長（田中祐二君） 私のほうからご答弁をさせていただきます。

太子町においては、これまで民間企業や大学等との連携については、災害分野では町内の建設業者等で構成する太子町災害活動支援隊と協定を締結し、災害時における応急対応等への活動支援を受けるなど、各種団体との間で協定を結んでおります。また、教育の分野では、大阪芸術大学等と連携し、学生のインターンシップ受入れ等を実施し、更に直近の取組みでは各種行政情報誌や地域別電話帳の製作を手がける株式会社サイネックスと連携・協働し、子育てガイドブックの共同発行を予定しております。

公民連携については、企業や大学等と行政がいわゆるウィン・ウィンの対等な関係の中で様々な課題に向き合い、社会課題の解決や地域の活性化、新しい価値の創造を図るもので、行政にとっては多様な資源の活用や住民サービスの向上を、また企業にとっては公的活動を通じた企業価値の向上やビジネスチャンスの開拓、研究成果の実証や社会への還元といったことが期待できる取組みであります。

太子町としましても、例えば2021年の聖徳太子没後1400年を契機とした太子町の魅力発信、地域活性化や住民サービスの向上、更に国際的な目標であるSDGsの達成に向け、大阪府ともしっかり連携しながら、積極的に公民連携に取り組んでまいります。

○議長（村井浩二君） 建石議員。

○2番（建石良明君） 太子町においては、これまで民間企業や大学等の連携や、様々な活動支援を受け、各種団体との間で協定を結んでいるとのこととあります。

今後も、答弁にありましたように、住民サービスの向上を図ると共に、SDGsの達成に向けて積極的に公民連携に取り組んでいただくことを強く提言いたしまして、私の質問を終了いたします。

○議長（村井浩二君） これにて、建石議員の質問を終わります。

次に、8番目、中村議員の質問を許します。

中村議員。

〔7番 中村直幸君 登壇〕

○7番（中村直幸君） 議席番号7番、自民党会派の中村直幸でございます。

通告に基づきまして、聖徳太子没後1400年事業について、太子町内に存在する叡福寺と聖徳太子御廟、大阪府太子町が町を挙げて行う聖徳太子没後1400年事業の意味、皇室（宮家）の招致要請を断念した経緯と理由、他団体で主体的に関与して皇室が地方を視察された事例などについてお尋ねをいたします。

私は、一般質問でも申していますように、理事者各位におかれましては、明快なご答弁のほどをお願いいたします。

私は、議員就任以来、一議員として一貫として聖徳太子没後1400年遠忌の事業を質問してきました。

その事業に、まず、私はマスコットキャラクターたいしくんの作製を推奨いたしました。彦根市のひこにゃん、熊本のくまモンなど、各種自治体もこぞって製作を行ったことは皆様方もご承知のとおりだと思いますが、その中、たいしくんも親善大使など頑張っていたと思います。

中でも、私は横4メートル、縦6メートルのたいしくんの絵が描かれた大きな大だこを作製し、町民の皆さんと上げることができました。上がるかも分からない大だこでありましたが、何とか大空に舞い上がりました。あの愛くるしいたいしくんの作製に当たり、622人の応募があり、くしくも聖徳太子は622年4月11日を命日としております。その応募の中から、今のたいしくんが生まれました。既に11歳になっております。その作製も、聖徳太子没後1400年の遠忌事業を見据えての思いで作り上げたことをつい先日のように思っております。私にとっては2021年4月11日が全てでございます。



聖徳太子没後1400年の節目となる日まであと半年を切るかなという時期に来ておりますが、実行委員会を中心として様々な事業などを検討し、準備を進めておられることと思いますが、ご承知のとおり、太子町は聖徳太子御廟が存在することから、聖徳太子のまちを標榜してこられました。聖徳太子は全国の有名な歴史上の人物であり、歴代の紙幣には7回も登場し、太子町の町名の由来ともなっております。また、叡福寺はその聖徳太子御廟を守護とするために建立され、境内には国指定重要文化財など存在しています。その叡福寺を中心として脈々と紡がれてきた歴史ある太子町が町を挙げて行う聖徳太子没後1400年事業の意味をどのようにお考えでしょうか。お聞きいたします。

また、6月の定例会の一般質問においても、叡福寺が皇室（宮家）をお迎えする計画に当たり太子町のお考えを尋ねましたが、地方公共団体で政教分離が求められていることは承知しております。また、それに対してご理解をしましてもおります。

聖徳太子没後1400年事業は、100年に1度の大事業であると考えております。太子町をアピールする絶好の機会と考えております。田中町長自身が6月の定例会において、所信表明で、先人たちが築いてこられたこのすばらしい太子町を少しでもよい形で次世代に引き継ぐことが私に課せられた最大の責務であると述べられ、加えて、4月の町長選挙のマニフェストにおいても、世界遺産の堺市と日本遺産の太子町で南大阪にインバウンドを、また、2021年聖徳太子没後1400年を起爆剤に観光振興を推進していきますと大きく記載されています。町長になられた今、この具体的な観光振興を推奨されようと進めていかれることについてもお答えください。

また、皇室（宮家）のお迎えに向けて、太子町として検討され、過去からの経緯、最終的に断念に至った経緯については、具体的にお答えをいただきたいと思っております。

私は、相田みつを先生の著書であります、とにかく具体的に動いてごらん。具体的に動けば具体的な答えが出るから。みつを。の一節を常に心の支えとし、日々生活をしているものでございます。それを踏まえて、具体的にお答えをください。

○議長（村井浩二君） 副町長。

○副町長（藤原 幹君） 年が明ければ、いよいよ聖徳太子没後1400年の記念すべき1年が始まります。2021年は、その節目の年として聖徳太子ゆかりの寺院である叡福寺では聖徳太子1400年御遠忌大法会として法要を営まれ、奉納行事として雅楽、新作能、狂言などを披露されるほか、西方院でも、2021年西方院開基1400年の一環として結縁祭を実施されるとお聞きしています。また、聖徳太子没後1400年記

念実行委員会では、新型コロナウイルス感染拡大の沈静化への願いも込めて、聖徳太子像の設置等を計画されています。

本町といたしましても、没後1400年に際して初めて太子町を来訪される方が多数見込まれることから、町内でのスムーズな移動ができることでまた太子町に来たいと思っただけのようなもてなしを行うため、老朽化した看板の交換や古い情報を更新するなど、観光案内板を整備いたします。また、昨年3月の記念講演会を皮切りに全5回の町内歴史ウォーク、読み上げ文を公募した太子町郷土カルタの作製、聖徳太子の功績を様々な視点からひもといた連続歴史講座の開催など、実行委員会の皆様と共に機運を盛り上げるべく、精力的に取り組んでいるところです。

来年度には、順延となった東京オリンピック・パラリンピックも開催される予定です。そこで、鉄道事業者と連携した歴史ウォークや1400年を記念したシンポジウムの企画を進めており、羽曳野市、堺市、大阪府などで構成される百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議を初め、大阪観光局などの関係機関との連携により、この100年に1度の節目を世界に向けて発信してまいりたいと考えています。

このように、叡福寺を初め聖徳太子ゆかりの寺院、団体、組織がそれぞれの立場で聖徳太子没後1400年に向け取り組んでおり、同じ目標に向かい、一丸となり英知を積み重ねられているところです。これらの取組みが更に大きな機運をつくり、まちの活性化につながるものと確信しています。

次に、観光振興をどのように推奨していくかのご質問ですが、府内でも比較的コンパクトなまちである本町が情報発信していくには、様々な連携が必要であると考えています。コロナ禍の中ではありますが、収束後にインバウンドを呼び込むには世界遺産や日本遺産関連の市町村との連携を、また聖徳太子没後1400年を周知するには関連する寺院や団体との連携が必要です。

一例ですが、先程申し上げた百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議主催による事業として、先週土曜日の12日には堺市で世界遺産登録1周年記念事業、おおさか古墳サミットが開催され、本町からも二子塚古墳の史跡整備の事例紹介を行い、ユーチューブで発信するなど、連携して広く発信する取組みを進めているところです。

次に、皇室の承知要請を断念した経過とその理由でございますが、6月議会での一般質問でもお答えしたとおり、皇室のお招きについては叡福寺で計画されており、そのことに対し町への協力を求められていました。

これまでの検討経過の詳細についてご説明申し上げますが、今年の2月に宮内庁を訪問して以降、事務方の担当者と電話等により皇室をお招きするための手法や事例の研究、招致要請に必要な事務手続きの内容について相談、確認を重ねてまいりました。

そのような中、新型コロナウイルスの感染拡大は刻々と悪化し、会議、イベントの中止や施設の閉鎖、町職員の2交代制による在宅勤務など、かつて誰も経験したことのない非常時の対応を行ってきました。しかし、4月初めには大阪府に緊急事態宣言が出され、ついには全国規模で緊急事態宣言が発令されるなど、予断を許さない状況が続いてきました。そして、7月には太子町内でも陽性者が報告されるなど、役場内での新型コロナウイルス対策本部会議の開催は20回を超え、気を緩めることなく、全庁を挙げて対応が続いています。

町としましては、叡福寺が主体となる行事に対して行政が一緒になって皇室をお呼びすることはできないと考えています。また、仮にお招きするにしても、新型コロナウイルス感染拡大への懸念や危険性、そのための備えを万全にしておくことへの責務の重大性に加えて、宮内庁からはコロナ禍での皇室の移動における安全性の確保をいかに担保するのかというご指摘もありました。そのため、招致要請は断念せざるを得ないとの結論に至りました。

また、叡福寺におかれましては、皇室招致に向けた準備期間の不足などから、今年の10月に皇室のお招きを断念されたことのご報告をいただいております。

○議長（村井浩二君） 中村議員。

○7番（中村直幸君） ありがとうございますと言えますでしょうか。

皇室（宮家）の方を叡福寺へお迎えすることに対して太子町が主体的に動くことができないということは、かつての一般質問でも申し上げたとおりでございます。一定の理解はしております。

しかし、大正10年には、1300年には久邇宮殿下、また1330年には高松宮殿下ご夫妻、現在の太子町立中学校の前身である科長原中学校を視察されております。また、1350年には三笠宮殿下もお迎えになっておられます。当時の方々にお聞きすると、やはりこの出来事の記憶は鮮明に残っているとのこと。聖徳太子没後1400年を契機に、本町におきましても、地方の視察の1つとして皇室の方をお招きして、例えば日本遺産である竹内街道の視察をしていただくことで叡福寺の法要にという考えはなかったのだろうか、このように考えます。将来、太子町を担っていく子どもたちの

町に対する誇りと愛情の高揚、郷土愛を育成する上で最も重要なターニングポイントになると感じています。

そこで、またお聞きしますが、本町において地方視察の1つとして皇室の方々をお招きしていくようなお考えはないのでしょうか。また、ほかの自治体で主体的に関与して皇室の方々に地方視察をしていただく事例などは把握しておられるのでしょうか。お答えください。

○議長（村井浩二君） 町長。

○町長（田中祐二君） 私のほうからご答弁をさせていただきます。

まず、他団体で主体的に関与して皇室が地方視察された事例については、公式発表がないため、団体からの主体的な要請を受けたものか否かの判別はつきかねますが、宮内庁のホームページの地方へのお出まし欄では令和元年天皇皇后両陛下のお出ましとして同年6月の愛知県第70回全国植樹祭ご臨場を初め10回、令和2年のお出ましとして1月の埼玉県への1回と掲載されています。

秋篠宮家の地方視察については、秋篠宮家のご日程欄のお成りが令和元年に18回、令和2年の1月から2月で5回掲載されており、そのうち令和元年の12月には日本動物園水族館協会総裁である皇嗣殿下が天王寺動物園のご視察などで大阪府へもおいでになられたようでございます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で令和2年の4月以降は地方視察が行われていないと思われまます。

また、宮家の皇室の方々に関しましては、報道で見る限り、令和元年に高円宮家が奈良県や京都府へ3回ほどお成りをされており、三笠宮家が同年には大阪府へも来られているようでございます。こちらにつきましても、他団体で主体的に関与して地方視察されたものか否かなど、詳細につきましては宮内庁ホームページの公式紹介ではないため、不明確な部分もありますので、ご了承をお願いしたいと思います。

次に、皇室の招致についてですが、議員もご指摘のように、法要は宗教行事であり、町がその主体の一部となって関わり、皇室をお呼びすることはできないと考えております。しかし、寺院とのすみ分けを行うことで、つまり叡福寺が法要行事の関連でお招きを計画される中、皇室がお成りいただいた場合は、地方行政として来町時のおもてなしをすべきと考えていました。例えば、本町に来られた際に町の紹介や取組み、関係する町内の歴史資源をご案内するなど、叡福寺が行うことと行政がすべきことのすみ分けを

行い、官民連携して聖徳太子のまち太子町を知っていただきたいとの思いもございます。

尚、繰り返しになりますが、切迫する新型コロナウイルス感染症の蔓延、それに伴う行政としての責務の重要性を総合的に判断した結果、来春のお招きは困難なものと考えておりますが、ほかにお招きする方法がないかについて大阪府へも相談しているところでございます。そして、1400年の節目の年にどういったことができるのか、その可能性を引き続き探っているところでございます。

改めて申し上げますが、私としましては、先の予算常任委員会でも発言させていただきましたとおり、観光行政に対し後退や縮小の思いはございません。より多くの方に太子町を知っていただくことは、町の発展に必要不可欠のことであると認識しているところでございます。新型コロナウイルス感染症という未曾有の災害に始まったこの1年、第3波とも言われる感染拡大の波が押し寄せている中ではございますが、2021年の聖徳太子没後1400年を起爆剤として、また次のステージへの節目の年として、これまでの取組みを総括しつつ、聖徳太子のまち太子町として更なる飛躍へとつなげてまいりたいと考えております。

○議長（村井浩二君） 中村議員。

○7番（中村直幸君） いろいろなお答弁をいただきまして、ありがとうございます。

コロナ禍で大変であるということは承知しておりますが、しかし、私にとっては全く意思の疎通のない詭弁に過ぎないと思います。100年に1度しかないチャンスに対する意気込み、他の自治体になく1400年の歴史と文化、これを前に進めるためのこの大舞台を演出する考えはなかったのでしょうか。まさに枯渇に過ぎないさまは誠に残念であります。

しかし、太子町は次の1500年があります。太子町として何ができるかを検証し、今後、ぜひ皇室の方々をお招きし、未来の太子町をつなぐことができることをこの聖徳太子没後1400年事業を契機にぜひとも検討していただくことをお願いいたしまして、次の質問に移ります。

企業誘致と雇用と自主財源の確保について、お願いいたします。

先程来、森田議員の質問とは逆になりますが、私は企業誘致についての質問を行います。次の2項目についてお尋ねをいたします。

1番目といたしまして、都市計画マスタープランの住宅系誘導地域の見直し、2番目に太子西条地区の太子インターチェンジ周辺の企業誘致についてお伺いいたします。以

上2点よろしくお願ひいたします。

本町の都市計画マスタープランは、市街地及び周辺地域の整備方針について土地利用方針に基づく土地利用の誘導地が定められていますが、町道太子中央線と府道美原太子線が交差する付近については、住宅系誘導地とされている一方で、聖和台地区においては第1種低層住宅用地として約900戸の整備がされたものであります。その整備されて約30年経過し、現在は約200地区が空地のままで点在している状況です。また、コロナ禍の中、一部の民間会社ではテレワーク勤務が増え、会社自体を移転させる動きも見受けられます。この機会に、本町におきましては企業誘致を強化し、これからの太子町のにぎわいを創出し、雇用を継続的に守り、自主財源を確保するためにも、この住宅誘導地を見直すべきと考えます。

そこでお聞きしますが、企業誘致に向けて住宅系誘導地を新産業系誘導地や商業・業務系誘導地への見直しに対する考えをお聞かせください。また、この地域をいつ頃から住宅系誘導地とされたのでしょうか。併せてお願ひいたします。

○議長（村井浩二君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） まず、1点目の都市計画マスタープランの住宅系誘導地の見直しについてのご質問でございますが、現在の都市計画マスタープランは平成30年3月に改定し、概ね20年先を視野に入れつつ、概ね10年後の令和9年（2027年）を目標年度として計画されており、ご質問の住宅系誘導地は町道太子中央線と府道美原太子線が交差する太子町東交差点付近を中心に区域を設定し、幹線道路に適した土地利用などの良好な新市街地や既存集落地と調和した良好な住宅の誘導を図ることとしております。

尚、平成12年3月に策定した都市計画マスタープランにおいては、既にこの区域を住宅系誘導地とし、現在の計画に引き継がれてきたものです。これは、都市計画マスタープランを策定するに当たり住民の方々の意見や過去に太子地区の方々の陳情等により上ヶ床地区区画整理事業が計画されたことなどを踏まえつつ、太子町都市計画審議会の審議を経て決定したものでございます。

一方で、府道美原太子線の沿道は沿道系誘導地となっており、沿道型商業・業務施設の適正な立地を誘導し、都市機能の向上を図ることとしております。

町長の所信表明にもありましたように、持続可能な開発目標、SDGsを取り入れた施策を町政全般に、安定的に展開するに当たり、当然ながら自主財源の確保は必要不可

欠であり、特に企業参入による法人町民税、固定資産税等の町税の確保は欠かせないものと認識いたしております。10年先、20年先の笑顔あふれる太子町のまちづくりに向け、本町の有する歴史や自然など、既存施設を有効に活用し、質の高い住環境と地域活力の向上を図る上において、都市計画マスタープランの住宅系誘導地の見直しについても第5次総合計画の土地利用方針との整合性を取りながら、本町を取り巻く社会情勢の変化、人口、土地利用動向の変化などを見極め、加えて、太子町都市計画審議会のご意見なども踏まえ、慎重に検討を重ねる必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） 中村議員。

○7番（中村直幸君） 昨今の人口減少から見ますと、住宅系誘導地域とされている地域は約20年の長きにわたって放置されており、現状に即した土地利用に向けて積極的な検討をお願いしています。本当に必要な地域なのでしょうか。しっかりと見直しをかけていただきたいと思っております。

2番目の太子西条地区や太子インターチェンジ周辺の企業誘致についての質問に移りますが、太子西条地区においては、現在ホームセンターやスーパーマーケットが展開し、雇用の創出、自主財源の確保に貢献していただいていると思います。また、来年にはドラッグストアが出店されると聞いており、今後の太子西条地区周辺における企業誘致に対するお考えをお聞かせください。

また、太子インターチェンジ周辺において、以前から物流系等の企業誘致として開発が計画されていると伺っております。また、これについては計画も大阪府のほうで認可が下りているとのことでございます。現在はどうなっているのか、お聞かせください。また、太子町としてどう働きかけていくのか、また、今後どのように対応していくかを具体的にお答え願います。

○議長（村井浩二君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） 太子西条地区や太子インターチェンジ周辺の企業誘致についてのご質問ですが、太子西条地区においては、これまで都市計画道路太子西条線の開通に合わせて平成30年5月にホームセンターがオープン、その後スーパーマーケットが開店し、約2年半以上が経過する中、好調な業績を保っていると聞いており、安定的な雇用の場ともなっております。また、来年の夏頃にはドラッグストアがオープン予定となっているだけでなく、新たな企業からも立地条件等の問合せを受けていると

ころであり、更に新規雇用が創出され、本町の発展に大きく寄与していくものと考えております。

このエリアの強みとして、粟ヶ池バイパスの整備により利便性が飛躍的に向上した府道美原太子線との道路ネットワークをアピールしつつ、今後も引き続き太子西条地区の特徴を生かした土地利用の促進に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、太子インターチェンジ周辺におきましては、ご質問にもありましたように、平成16年度に物流系及び軽工業系の企業用地として開発が計画されたものの、様々な諸問題により着工に至らず、遅々として進んでいないのが現状であります。この現状を行政としても重く受け止めており、1つ1つ課題解決に向け、適宜大阪府等の関係機関と相談してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、本町として太子西条地区と太子インターチェンジ周辺の地域は特に大きなポテンシャルを持った地域と認識しており、今後も引き続き企業誘致の視点だけでなく、都市計画、財政計画等様々な視点から、町全体、ワンチームで取り組みを進め、企業立地による雇用創出と自主財源の確保につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） 中村議員。

○7番（中村直幸君） ただいまご答弁をいただきまして、非常に感銘をいただきましたが、町全体で企業誘致に取り組んでいただきまして、雇用の創出、また、このちっちゃな太子町、自主財源の確保に邁進していただくことを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（村井浩二君） これにて、中村議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

本日の日程は、これで終了いたしました。

尚、最終本会議は、明日17日に再開させていただきます。再開通知は省略させていただきますが、ご出席のほど、よろしくお願い申し上げます。

これにて散会といたします。

本日はご苦勞さまでございました。

（午後 2時13分 散会）



【第 3 日】

令和2年 第4回太子町議会定例会会議録

令和2年12月17日(木) 午前 9時30分開会

◎出席議員(10名)

1番	斧田秀明君	6番	辻本馨君
2番	建石良明君	7番	中村直幸君
3番	西田いく子君	8番	森田忠彦君
4番	藤井千代美君	9番	山田強君
5番	辻本博之君	10番	村井浩二君

◎欠席議員(なし)

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	税務課長	林達也君
副町長	藤原幹君	住民人権課長	吉田雅樹君
教育長	勝良憲治君	危機管理課長	村上正規君
総務部長	小角孝彦君	観光産業課長	西本武史君
まちづくり推進部長	村上正規君	生活環境課長	辻本知也君
健康福祉部長	子安逸二君	子育て支援課長	小路展裕君
教育次長	池田貴則君	高齢介護課長	武部勝浩君
秘書課長	東條信也君	健康増進課長	松井靖君
総務政策課長	奥埜哲生君	保険医療課長	子安逸二君
財政課長	小角孝彦君	教育総務課長	池田貴則君
会計管理者兼会計課長	林達也君	生涯学習課長	鳥取勝憲君

◎議会事務局

事務局長	上田周治	書記	木下雄平
------	------	----	------

◎議事日程第3号

- 日程第1 議案第48号 太子町事務分掌条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第2 議案第51号 太子町国民健康保険条例中改正の件（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第3 議案第52号 太子町介護保険条例中改正の件（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第4 議案第53号 太子町まちづくり観光交流センター等設置条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第5 議案第54号 令和2年度太子町一般会計補正予算（第7号）（予算常任委員長報告）
- 日程第6 議案第55号 令和2年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第7 議案第56号 令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第8 議案第57号 令和2年度太子町下水道事業会計補正予算（第1号）（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第9 議案第58号 令和2年度太子町一般会計補正予算（第8号）（町長提出議案）
- 日程第10 議員提出議案第5号 太子町議会委員会条例中改正の件（議員提出議案）
- 日程第11 議員提出議案第6号 太子町議会会議規則中改正の件（議員提出議案）
- 追加日程第1 議員提出議案第7号 「観光拠点整備特別委員会」設置を求める動議（議員提出議案）
- 追加日程第2 選任第5号 観光拠点整備特別委員会委員の選任
- 日程第12 閉会中の継続審査の申し出について

(開会 午前 9時30分)

○議長(村井浩二君) 皆さん、おはようございます。

本日、第4回定例会の最終日を迎えたわけでございますが、各委員会におかれましては精力的にご審議いただき、厚く御礼申し上げます。

本日は、全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

直ちに会議に入ります。

先程動議の提出がありましたので、暫時休憩といたします。再開は放送にてお知らせいたします。

(午前 9時31分 休憩)

---

(午前 9時49分 再開)

○議長(村井浩二君) それでは、再開いたします。

本日の議事日程はお手元に配付いたしておりますとおりでございますが、先程観光拠点整備特別委員会設置を求める動議が提出されておりますので、日程に追加いたします。

この度、町長より、日程第9、議案第58号、議員より、日程第10、議員提出議案第5号、日程第11、議員提出議案第6号及び追加日程第1、議員提出議案第7号の合計4件の追加議案が提出されております。

この議案につきまして、11日と本日開催されました議会運営委員会において協議し、日程に追加させていただいておりますので、本日、全員審議にてお願いいたします。

---

○議長(村井浩二君) それでは、日程第1、議案第48号、日程第2、議案第51号から、日程第8、議案第57号までの以上8件を一括議題といたします。

各議案は、去る11月30日の本会議において各常任委員会に審査を付託しておりますので、その結果について順次、報告を求めます。

まず、総務まちづくり常任委員長の報告を求めます。

中村議員。

[総務まちづくり常任委員長 中村直幸君 登壇]

○総務まちづくり常任委員長(中村直幸君) 総務まちづくり常任委員会に付託された議案について審査の結果を報告いたします。

議案第48号、太子町事務分掌条例中改正の件については、審議において、機構改革にて専門職の集約を行っているとのことだが、(仮称)太子町生涯学習施設建設事業において、一部の職員が全てを担っているように見受けられる。事務業務と技術業務のすみ分けはどうなっているのか、また、大きなプロジェクトに対し、若手や中堅の職員を配置し、勉強させるといった育成方針や配置が考えられているのか、という質疑があり、過去から大規模な工事については、技術職員を教育委員会へ配置し、小規模な工事については、2階のまちづくり推進部へ依頼し、施工するという形を取ってきた経緯がある。今年度から(仮称)太子町生涯学習施設建設事業においても建築が開始されるので、必要な人材を配置し、施工していきたいとのことでした。また、管理職になれば、技術職員の業務だけを従事することもなくなるため、採用計画の中で技術の継承ができるように順次配置を検討していきたいとのことでした。

給食センターに課長を置かないと聞いているが、その認識であるのか、また、給食センターの設置機材が入替えの時期になってきている中で、仮に課長補佐では駄目だということになった場合、組織体制の見直しの要因の1つとなり得るのかどうかについての質疑があり、給食センターと教育総務課との連携を密にするということで、教育総務課長が給食センター所長を兼務し、課長補佐を給食センターの所長代理ということで検討している。また、課長補佐においては過去にも課長補佐を給食センター所長として行っていたこともあり、その職責としてベストを尽くしてもらおう。施設の老朽化についても課長補佐と課長で調整しながら業務を遂行していき、課長1人で給食センター所長として負担をかけるのではなく、総合的に取り組んでいく組織体制を考えているとのことでした。

その他、観光産業課と環境農林課の業務の違いについて、職員からの意見で挙がっていた選挙管理委員会業務問題について、地域づくりの推進が資料では一部の課を指していることについてなどの質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決いたしました。

議案第53号、太子町まちづくり観光交流センター等設置条例中改正の件については、審議において、観光・まちづくり協会は、竹内街道交流館へ場所を移転することに納得しているのか、現在の事業はそのまま引き継がれるのか、開発チームへの移転先についての協議、観光協会とは別組織であるのかについての質疑があり、観光協会とは協議しており、役場から離れるが竹内街道沿いであり、了解されているという認識である。周

圃に旧山本家住宅や歴史資料館、道の駅もあり、面的に観光を捉えることもできる、役場付近とは別の視点からも見るができるという側面もあることから、移転先を選定したとのことでした。また、事業内容については、そのまま継続されるとのことで、開発チームとの協議については、観光協会を通じて説明をしており、観光協会とは別組織の一会員であるとのことでした。そのほか、観光協会の移転期間、竹内街道交流館の使用料を条例に残すことについてなどの質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第57号、令和2年度太子町下水道事業会計補正予算（第1号）については、審議において、マンホールポンプの機械、設備が老朽化したので除却したいとのことでしたが入替えということではないのかという質疑があり、除却した資産の内訳については、太子地区の太井川2号マンホールポンプ施設においては、ポンプ本体、制御盤一式、水位計及び緊急自動通報装置、葉室地区の仏眼寺橋ポンプ施設と春日地区の竜王寺橋左岸ポンプ施設においては、緊急自動通報装置をそれぞれ老朽化等により、全て新しく交換しており、今まで利用していた機械、設備を廃棄し、新しいものに入れ替えているとのことでした。その他、機械、設備の更新費用については予算化されているのか等について質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） ただいま、総務まちづくり常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

山田議員。

〔福祉文教常任委員長 山田 強君 登壇〕

○福祉文教常任委員長（山田 強君） 福祉文教常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

議案第51号、太子町国民健康保険条例中改正の件については、審議において、今回の税制改正に伴って国民健康保険料が増加する人がいるのか、という質疑があり、本条

例改正は給与所得控除と公的年金等控除を10万円引き下げる一方、基礎控除を10万円引き上げることにより、意図しない影響や不利益が被保険者に生じないように、政令軽減に関する所得基準を見直すものであり、今回の税制改正により保険料の軽減に影響が生じることはない。また、保険料の賦課に関しては、給与所得控除等から基礎控除へ10万円振り替えることによって、給与や公的年金の収入がある方に関しては、保険料の賦課対象となる所得は変わらないことから、保険料に影響は生じることはなく、給与や公的年金以外の収入のある方に関しては、基礎控除の引上げにより、結果的に保険料は下がるとのことでした。

また、コロナ禍における国民健康保険料の減免制度が適用されている世帯数と割合のほか、減免に係る財源についての質疑があり、現時点で新型コロナウイルス感染症に伴う保険料の減免を受けられている世帯数は25世帯で、総額542万4千410円となっている。更に政令軽減の町独自の減免措置を受けられている方については、平成31年度の決算時で、本町の国民健康保険加入世帯1千829世帯のうち1千11世帯で全体の55%の世帯が軽減を受けられているとのことでした。

尚、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免に伴い必要となる財源については、全て国庫補助金で賄われるとのことでした。

その他、新型コロナウイルス感染症の影響が見込まれる来年度に国民健康保険料の引下げや据置くといった考えはあるのか、また、国民健康保険料に対する認識についての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第52号、太子町介護保険条例中改正の件については、審議において、本町の住民が利用している事業所で、新型コロナウイルス感染症による経営への影響で利用料を引き上げているところはないのか。また、住民が利用している事業所が倒産などにより困っているということはないのか、という質疑があり、国の介護報酬の上乗せ特例制度を利用し、利用料を引き上げている事業所は、直近の調査にて把握している。町内のほとんどの事業所においては、制度利用に必要となる利用者の同意を得て、国の算定基準に応じて加算している。尚、今回の特例については、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が減少し、経営困難になり得る可能性があることや、利用者の減少によりやむを得ず休暇を取得する職員に対して、休業補償として人件費を支払う必要があるなど、やむを得ない措置であると考えているとのことでした。また、本町の住民が利用

している事業所が、経営困難により倒産した事業所があるという話は聞いていない。

これまでも、事業所に対する支援では、大阪府が主体となっている新型コロナ緊急包括支援交付金事業により、全ての介護サービス事業所に対し、感染防止対策に必要となる物資を確保すると共に、感染症対策を徹底しつつ、介護サービスを継続的に提供するための支援策を講じているほか、介護業務に従事した職員に対しても慰労金が支給されているとのことでした。本町独自の支援としてもマスク及び消毒液の配付を行っており、今後も引き続き感染拡大防止に努めていきたいとのことでした。

その他、今後の介護保険料の見通しに関する質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第55号、令和2年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第56号、令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、審議において、後期高齢者の窓口負担が1割から2割に引き上げる動きがあるが、町としてはどのように見ているのか、という質疑があり、国においては、後期高齢者医療制度における一定所得以上の窓口負担2割について検討を進めていることは、報道等を通じて把握している。一方、市町村で構成する後期高齢者医療広域連合の全国組織である全国後期高齢者医療広域連合協議会は、窓口負担に関して、高齢者の生活実態や新型コロナウイルス感染症の拡大の影響も踏まえて慎重かつ十分な議論と、やむを得ず窓口負担を2割に引き上げる際には激変緩和措置を講じるなど、被保険者への配慮と十分な説明を求める要望を国に対して行っている。

11月24日に開催された政府の全世代型社会保障検討会議では、年末までに2割への引上げに係る所得基準や引上げ時期について結論を得たいとしていることから、今後、厚生労働省を中心に動きが出てくるとみられる。本町としても国の動きを注視しながら情報収集に努めてまいりたいとのことでした。

その他、後期高齢者医療保険料で減免を受けている人の人数や割合についての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） ただいま、福祉文教常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。



質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、予算常任委員長の報告を求めます。

辻本馨議員。

〔予算常任委員長 辻本 馨君 登壇〕

○予算常任委員長（辻本 馨君） それでは、予算常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告します。

議案第54号、令和2年度太子町一般会計補正予算（第7号）について、審議において、観光・まちづくり協会が竹内街道交流館へ移転した際、従前からの活動に支障がないか十分に検証を行ったのか、竹内街道交流館ではイベント時の準備スペースが不足するのではないのか、移転期間はどのぐらいを見込んでいるのか、という質疑があり、観光・まちづくり協会との協議の中で、イベント準備の際のスペースの問題があり、以前よりも活動しにくくなる等の提言もあった。それについては、町側として、まずは既存の施設を活用することが良いと提案し、竹内街道沿いであること、道の駅が近いなどの側面もあり、面的な観光の捉え方によって新たなPRの仕方があると考えている。準備におけるスペースの確保については、山田倉庫や公用車庫の利用ができないか検討している。移転期間については、次の候補地が決まるまでということになり、現時点ではいつまでというのは答えられないとのことでした。

人件費の減額について、職員が不足していたことにより、予算が余っているのか、職員数は会計年度任用職員を含んで何人不足している状態であるのか、という質疑があり、今回の補正については、人事院勧告による賞与の引下げは200万円程度であり、主な補正の要因としては、令和2年度当初予算編成時の人員の配置予定を基に予算計上しているが、実際の人員配置との差が出ていることが要因であり、事例として、予定外の退職者が3名、育休者が1名出ていることや、再任用を希望していた方が実際には勤務することにはならなかったことが挙げられる。職員の人数は4月1日現在で、特別職の3名を除き、再任用の常勤職員4名と短期職員の3名を含む正規職員数は115名で、それに加えて非常勤の職員である62名を合わせ、合計177名であり、その後の10月新規採用職員3名を加えた12月現在の正規職員数については、定員適正化計画で予定していた職員数よりも3名下回っている状態であるとのことでした。

町道老朽化対策事業について、聖和台4丁目の交差点にある横断歩道の白線が消えかかっている状態であり、国道166号においても大型車両が往来しており、道路の老朽化、震動等の問題も発生しているため対処できないか、という質疑があり、聖和台4丁目の交差点にある横断歩道の白線引き直しについては多くの方から要望や苦情もいただいている状態であり、富田林警察が所管であるため、町側からも富田林警察署を通じて大阪府公安委員会に要望している。国道166号の修繕については、大阪府の富田林土木事務所が所管しており、これについては確認の上、老朽化している部分については対処いただいている。今後も連携を行い、要望等をさせていただきたいと考えているとのことでした。

その他、観光・まちづくり協会移転の経緯、事務分掌の記載の順序、コロナ禍の中で賞与減額による職員のモチベーションの低下、町長選挙前の当初予算へ政策予算を上程することについて等の質疑がありました。

討論においては、意見をつけての賛成の討論があり、審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） ただいま、予算常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、議案第48号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第48号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第48号、太子町事務分掌条例中改正の件については、原案どおり可決されました。

次に、議案第51号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第51号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第51号、太子町国民健康保険条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第52号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第52号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第52号、太子町介護保険条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第53号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第53号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第53号、太子町まちづくり観光交流センター等設置条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第54号について討論に入ります。

討論ございませんか。

山田議員。

○9番（山田 強君） 議案第54号、令和2年度太子町一般会計補正予算（第7号）に

ついて、意見をつけて賛成の立場で討論を行います。

本補正予算は、人件費の精査、コロナ関連の事業、扶助費の増額など実施すべき予算が入っており評価できるものであります。

しかし、町長の太子町の観光行政をどのように進めていくかの方向性が明確にならないまま、当初予算に上げられていた観光推進事業、まちづくり拠点整備事業を中止し、計4千621万5千円がこの補正予算で全額カットされています。(仮称)生涯学習施設建設を国の公共施設等適正管理推進事業債を活用し、観光交流センターと公民館の集約化、複合化を進めるという流れの中で、観光拠点整備が起債の活用条件に支障が出るということで突然白紙となった。多くの関係者の皆さんが困惑され、戸惑っておられます。観光交流館での間借り生活がいつまで続くのかの方針も全く見えてこず、このままでは続けてゆく気になれない、との声も出ています。

本補正予算には、コロナ対策費が含まれていることから、反対の態度は取りませんが、来年は聖徳太子没後1400年、町名の由来に関わる大事な年を迎えます。町議会として、特別委員会を立ち上げ、役場と議会を挙げて、住民の皆さんと一緒に考えていく場を設けようと考えています。太子町の活性化を願い、これまで尽力されてきた関係者の皆さんが、その気になって、2021年からの太子町のまちづくりを協働で進めていただくスタートとなる年にするためにも、観光事業、観光の拠点問題を次年度予算に間に合うよう、早急に町の方針を示すよう強く要望し、意見をつけて賛成の討論といたします。

○議長(村井浩二君) ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(村井浩二君) ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第54号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(村井浩二君) ご異議なしと認めます。よって、議案第54号、令和2年度太子町一般会計補正予算(第7号)は、原案どおり可決されました。

次に、議案第55号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第55号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第55号、令和2年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案どおり可決されました。

次に、議案第56号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第56号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第56号、令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案どおり可決されました。

次に、議案第57号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第57号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第57号、令和2年度太子町下水道事業会計補正予算（第1号）は、原案どおり可決されました。

---

○議長（村井浩二君） 日程第9、議案第58号、令和2年度太子町一般会計補正予算（第8号）、本件について、提案理由並びに内容の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小角孝彦君） それでは、議案第58号、令和2年度太子町一般会計補正予算（第8号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ9千34万4千円を追加し、総額を74億3千13万1千円とするものでございます。

本補正予算の主な内容でございますが、まず、歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る本町の独自策として、生活支援の給付に要する経費のほか、国における新型コロナウイルスワクチン接種に係る体制確保に要する経費の予算措置を行っております。

一方、歳入につきましては、歳出増額に伴う財源として、国庫支出金予算措置のほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金第2次の交付決定に伴う予算措置を併せて行うと共に、財源調整として、財政調整基金繰入金で減額を行っております。

それでは、補正予算の1ページをお開き願います。

本補正予算は、既定の歳入歳出の総額にそれぞれ9千34万4千円を追加し、総額を74億3千13万1千円とするものでございます。

8頁、9頁をお願いいたします。

歳出についてご説明申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、事業区分8共通一般管理事業は、補正予算（第5号）で予算編成させていただきました会議録作成支援システム備品購入費に、また、事業区分15の新型コロナウイルス感染症対策事業は、補正予算（第6号）で予算編成させていただきました職員等感染予防対策用備品購入費に、事業区分16の新型コロナウイルス感染症対策事業は先程補正予算（第7号）でご議決いただきましたオンライン会議等環境整備、環境構築作業委託料及びオンライン会議等環境構築用備品購入費などに、各々、国庫支出金、歳入で後ほど触れさせていただきますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付決定に伴う財源の充当による、財源内訳補正でございます。

10目企画費、補正額8千902万4千円の増額。事業区分8の新型コロナ対策事業、補正額8千902万4千円は、感染症対策の町独自策として、生活支援の給付金並びに給付に要する経費を計上しており、支出としまして、主に11節役務費110万5千円、12節委託料、電算処理業務委託としまして138万9千円、18節負担金補助及び交付金で8千650万円などを計上しております。財源としましては、一般財源と、国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しております。

次に、事業区分9新型コロナウイルス感染症対策事業は、補正予算（第4号）で予算

編成させていただきました公共施設使用料助成に、国庫支出金、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金の交付決定に伴う財源の充当による、財源内訳補正でございます。

次に、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童運営費、事業区分3の新型コロナウイルス感染症対策事業は、補正予算（第6号）で予算編成させていただきました町内保育所等従事者応援特別給付金に、国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付決定に伴う財源の充当による、財源内訳補正でございます。

次に、10頁、11頁をお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目健康管理費、事業区分9の新型コロナウイルス感染症対策事業は、補正予算（第6号）で予算編成させていただきましたインフルエンザ予防接種委託料などに、国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付決定に伴う財源内訳補正による補正でございます。

事業区分11新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、補正額132万円は、新型コロナウイルスワクチンが実用化された場合に、迅速かつ適切に接種ができるよう、必要な体制を整備することを目的とし、令和2年度に対応できるよう準備を進めるものでございます。財源としましては、歳入で後ほど触れさせていただきますが、全額国庫支出金でございます。

次に、6款商工費、1項商工費、1目商工業振興費、事業区分5の新型コロナウイルス感染症対策事業は、補正予算（第4号）で予算編成させていただきました太子町版持続化給付金などに、国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付決定に伴う財源充当による、財源内訳補正でございます。

次に、3目観光振興費、事業区分5の新型コロナウイルス感染症対策事業は、補正予算（第6号）で予算編成させていただきましたオリジナルマスク製作委託料に、国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付決定に伴う財源充当による、財源内訳補正でございます。

次に、8款消防費、1項消防費、5目災害対策費、事業区分4新型コロナウイルス感染症対策事業、補正予算（第4号）で予算編成させていただきました災害対策用備品購入費に、国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付決定に伴う財源充当による財源内訳補正でございます。

次頁、12頁、13頁をお願いいたします。

9 款教育費、2 項磯長小学校費、1 目学校管理費、事業区分 5 新型コロナウイルス感染症対策事業は、補正予算（第 6 号）で予算編成させていただきましたバスの借上料、網戸設置工事請負費などに、国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付決定に伴う財源充当により、財源内訳補正を行うものでございます。

3 項山田小学校費、1 目学校管理費、事業区分 5 の新型コロナウイルス感染症対策事業は、補正予算（第 6 号）で予算編成させていただきましたバスの借上料、網戸設置工事請負費などに、国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付決定に伴う財源の充当による、財源内訳補正でございます。

4 項中学校費、1 目学校管理費、事業区分 5 の新型コロナウイルス感染対策事業は、補正予算（第 6 号）で予算編成させていただきましたバスの借上料などに、国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付決定に伴う財源の充当による、財源内訳補正でございます。

5 項幼稚園費、1 目幼稚園費、事業区分 9、新型コロナウイルス感染症対策事業は、補正予算（第 6 号）で予算編成させていただきました園庭手洗場設置工事請負費などに、国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付決定に伴う財源の充当による、財源内訳補正でございます。

14 頁、15 頁をお願いいたします。

6 項社会教育費、1 目社会教育総務費、事業区分 5 の新型コロナウイルス感染症対策事業は、これも補正予算（第 6 号）で予算編成させていただきました成人式の会場設営等委託料、大学生等学業継続支援金などに、国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付決定に伴う財源の充当による、財源内訳補正でございます。

次に、歳入でございます。

6 頁、7 頁に戻っていただきたいと思っております。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、1 節総務管理費補助金 1 億 9 千 2 0 8 万 9 千円は、11 月 25 日に第 2 次の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付決定を受けたことにより、予算措置をしております。

次に、3 目衛生費国庫補助金、1 節保健衛生費補助金、補正額 1 3 2 万円は、国制度における新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金として予算措置しております。

次に、19 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、1 節財政調整基金



繰入金、補正額 1 億 3 0 6 万 5 千円の減額は、財源調整として財政調整基金からの繰入金で減額をして予算措置をしております。

以上のとおり、補正予算を提案するものであります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） ただいま、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第 5 8 号は、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 5 8 号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第 5 8 号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 5 8 号、令和 2 年度太子町一般会計補正予算（第 8 号）は、原案どおり可決することに決しました。

---

○議長（村井浩二君） 日程第 1 0、議員提出議案第 5 号、太子町議会委員会条例中改正の件、本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

森田議員。

○ 8 番（森田忠彦君） 議員提出議案第 5 号、太子町議会委員会条例中改正の件の提案理

由及び内容の説明を申し上げます。

本改正は、令和3年4月1日の組織機構改革に伴う太子町事務分掌条例中の一部の改正に伴い、太子町議会委員会条例も同様に、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、議案書の最後の頁の新旧対照表をご覧ください。

第2条の第1号、総務まちづくり常任委員会の所管部署名の名称を総務部から政策総務部に改正するというものでございます。

尚、本条例の施行期日は、太子町事務分掌条例の改正と同様、令和3年4月1日からとしております。

以上、よろしくご賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（村井浩二君） ただいま、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議員提出議案第5号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議員提出議案第5号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号、太子町議会委員会条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

○議長（村井浩二君） 日程第11、議員提出議案第6号、太子町議会会議規則中改正の件、本件について提案理由及び内容の説明を求めます。

森田議員。

○8番（森田忠彦君） 議員提出議案第6号、太子町議会会議規則中改正の件の提案理由及び内容の説明を申し上げます。

地方自治法の改正に伴い、標準町村議会会議規則が改正されたことを受け、全員協議会を本町議会会議規則に規定するために改正するものでございます。

改正の内容は、議案書の最後の頁の新旧対照表をご覧ください。

127条の次の章の番号を、条例番号を1つずつずらし、新たに全員協議会という第17章をつくりまして、第128条として法第100条の第12項の規定により、議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行う場として全員協議会を設ける。第2項としまして、全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。第3項としまして、全員協議会の運営その他の必要な事項は議長が別に定めるという条文を追加する改正でございます。

尚、本規則の施行期日は公布の日としております。

以上、よろしくご賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（村井浩二君） ただいま、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議員提出議案第6号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第6号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議員提出議案第6号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第6号、太子町議会会議規則中改正の件は、原案どおり可決されました。

---

○議長（村井浩二君） 追加日程第1、議員提出議案第7号、「観光拠点整備特別委員会」設置を求める動議、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

山田議員。

○9番（山田 強君） 「観光拠点整備特別委員会」設置を求める動議について、提案理由を申し上げます。

当初予算に掲げられていた観光推進事業、まちづくり拠点整備事業が突然凍結、中止になりました。用地を買い上げ、古い家屋を解体、更地になる。ここまで事業が進むと、凍結、中止は誰も予想しなかったであろうと思われま。当面観光拠点を観光交流館に移転するが、その後の明確な方針が示されない。日本遺産認定、世界遺産などを活用し、本町の魅力発信につながる材料には、事欠きません。このような事態になり、関係者は、本町の観光行政の取組みに大きな不安、不信感を持たれています。

そこで、理事者、議会が集中して協議する場所として、観光拠点整備特別委員会設置を求めるものであります。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） ただいま、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議員提出議案第7号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第7号は、委員会付託を省略いたします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。ありますか。

辻本博之議員。

○5番（辻本博之君） 観光拠点整備特別委員会の設置について、賛成の立場で討論を行います。

平成29年4月には、本町を通る日本最古の官道である竹内街道が、大阪府内で初の日本遺産に認定されました。また、隣の羽曳野市や堺市などの百舌鳥・古市古墳群は、令和元年7月に世界遺産に認定されました。

府内の文化財関係が注目を浴びる中、来年は、太子町の町の名称の由来でもあります聖徳太子の没後1400年という大事な節目の年であります。太子町の観光行政にとって、契機とすることのできる大きなチャンスであります。

しかしながら、本町の観光拠点の整備は、一旦計画をされ、事業費も当初予算に計上されたにもかかわらず、事情があつて凍結、中止し、今回の補正予算での事業費全額の減額補正をされました。先の見えない仮移転で、関係者の不安な気持ちは計り知れないものと思います。整備計画の事業凍結、中止が決められてから、何日経過するのでしょうか。1日も早く方向性を見いだすように検討されているとは全く感じられません。今後、1日も早く観光拠点の整備方針が打ち出されるよう、理事者、議会で協議することが賢明であると考えます。

よって、観光拠点整備特別委員会設置について、賛成討論といたします。

○議長（村井浩二君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議員提出議案第7号を、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立7名・反対2名〕

○議長（村井浩二君） 起立7名、反対2名、よって、賛成多数でございます。

議員提出議案第7号、「観光拠点整備特別委員会」設置を求める動議は、原案どおり可決することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

（午前10時48分 休憩）

---

（午前10時54分 再開）

○議長（村井浩二君） それでは、再開いたします。

追加日程第2、選任第5号、観光拠点整備特別委員会委員の選任を議題といたします。

委員の選任につきましては、議会委員会条例第7条の規定により、議長が指名することになっておりますので、これにより指名いたします。

観光拠点整備特別委員会委員に、私を含めた全議員を指名いたします。

ただいまの指名につきまして、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々を観光拠点整備特別委員会の委員に選任することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

（午前10時54分 休憩）

---

（午前10時55分 再開）

○議長（村井浩二君） 先程の休憩中に、観光拠点整備特別委員会における正副委員長長の選任を行っていただきましたので、報告させていただきます。

委員長に中村議員、副委員長に辻本博之議員でございます。

ここで、暫時休憩いたします。

（午前10時55分 休憩）

---

（午前10時58分 再開）

○議長（村井浩二君） 日程第12、閉会中の継続審査の申し出について、これを議題といたします。

お手元に配付しておりますとおり、議会運営委員長、広報特別委員長、生涯学習施設

建設調査特別委員長、及び、観光拠点整備特別委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がございました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

去る11月30日に開会して以来、本日までの18日間、提出されました議案につきまして、慎重にご審議をいただき厚く御礼申し上げます。理事者各位におかれましては、本会議あるいは委員会における各議員からのご指摘並びにご意見を尊重していただき、事務執行に反映されますよう要望いたします。

それでは、これをもちまして、令和2年第4回太子町議会定例会を閉会いたします。

（午前11時03分 閉会）

○議長（村井浩二君） 閉会に当たりまして、町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（田中祐二君） 令和2年第4回定例会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

去る11月30日に開会以来、議員の皆様におかれましては本会議並びに委員会におきまして慎重なるご審議を賜り、おかげをもちまして、提出いたしました全ての案件につきまして、原案どおりご議決を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会中に議員の皆様からいただきましたご意見等を十分に踏まえながら、町政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、いよいよ来年は聖徳太子没後1400年となる年でございます。現在、聖徳太子没後1400年記念実行委員会の事業として、新しい対象のシンボルとしての聖徳太子モニュメント作成に向け、寄附金の受付が始まっております。ほかにも、太子町郷土カルタの作成や観光案内板の整備など、様々な事業が展開されているところでございます。

また、来年開催されます東京2020オリンピック・パラリンピックにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策などについて検討しながら準備が進められておりますが、本町を通過する聖火リレーにつきましても、実施に向けての準備を再開しているところ

でございます。

また、民間においても、春には叡福寺が聖徳太子1400年御遠忌大法会として法要を営まれ、雅楽、新作能の奉納行事を行われます。秋には西方院において、西方院開基1400年法要と結縁祭を予定されております。

太子町としましては、これら令和3年に実施されます全ての事業を通じ、本町の更なる知名度アップを図ると共に、住民お一人お一人が聖徳太子御廟のある町、聖火リレーが駆け抜ける町に住んでいることを再認識していただき、太子町への郷土愛、愛着心を育てていただくためにも、この機運をますます盛り上げてまいりたいと考えております。

そして、更に議員の皆様をはじめ多くの方のお知恵を頂戴しながら、できることは実施していきたいと考えております。

また、いよいよ生涯学習施設の建設が始まります。住民の皆様には、より豊かな生活を送っていただくため、この施設が有意義な施設となるよう、利用や活用の方法などについて、更に検討を重ねてまいりますので、議員の皆様におかれましても、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、今年もいよいよ残すところあと2週間余りとなってまいりました。新型コロナウイルス感染症の拡大により、例年とは異なる年末年始を控え、何かと落ち着かないこととは存じますが、議員の皆様にはくれぐれもご自愛の上、健やかなる新年をお迎えになられますこと、そして、新年が太子町全ての住民皆様にとってよりよき年となりますようご祈念を申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（村井浩二君） 本日はどうもご苦労さまでございました。これにて散会といたします。



この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容の正確なものであることを証明するため、ここに署名する。

太子町議会議長                      村 井 浩 二

太子町議会議員                      西 田 いく子

太子町議会議員                      藤 井 千代美